

令和3年11月17日

令和3年千葉市教育委員会会議第11回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

# 千葉市教育委員会会議第11回定例会議事日程

令和3年11月17日(水)  
午後2時開会

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 議事日程の決定

5 非公開審議の決定

6 報告事項

(1) 令和4年度公立学校教員採用候補者選考(二次)受験状況について  
…………… 1

[教育職員課]

(2) 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について …… 3

[教育センター・教育指導課]

(3) 千葉市科学フェスタ2021の実施について …… 23

[生涯学習振興課]

7 議決事項

議案第49号 令和3年度末及び令和4年度公立学校教職員人事  
異動方針について …… 25

[教育職員課]

議案第50号 指定管理者の指定について …… 29

[生涯学習振興課]

議案第51号 令和3年度補正予算について(12月補正)  
…………… 31

[企画課・学校施設課・教育改革推進課・教育支援課・生涯学習振興課]

議案第52号 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について  
…………… 41

[教育給与課]

8 その他

9 閉 会

報告事項(1)

令和4年度(同3年度実施)公立学校教員採用候補者選考(二次)受験状況について

教育総務部教育職員課

校種・教科等		募集人員(名)	志願者数(名)	1次選考合格者数	2次選考合格者数	倍率(倍)	昨年度	
小学校		約640	1,579	1,163	778	2.0	2.1	
中学校	技術	約720	25	18	12	2.1	2.6	
中高 共通	国語		298	216	83	3.6	2.5	
	社会		551	306	99	5.6	5.1	
	数学		375	267	102	3.7	3.4	
	理科		236	163	92	2.6	2.5	
	音楽		126	49	23	5.5	3.7	
	美術		52	34	24	2.2	2.5	
	保健体育		669	191	65	10.3	7.2	
	家庭		89	52	39	2.3	2.5	
	英語		一般選考	329	240	117	2.8	2.7
			特例	6	4	2	3.0	4.0
小計		約720	2,756	1,540	658	4.2	3.7	
高校 (専門)	農業	各教科 若干名	土木造園	2	2	2	1.0	/
			食品製造	6	3	2	3.0	1.7
			園芸	9	4	4	2.3	2.3
			畜産	0	0	0	/	4.0
	工業		電気	5	5	4	1.3	3.3
			機械	3	2	2	1.5	2.0
			工業化学	3	2	1	3.0	/
			建設	5	3	1	5.0	1.5
	商業		44	31	14	3.1	5.1	
	書道		28	16	10	2.8	5.3	
	福祉		5	3	1	5.0	3.0	
	情報		28	12	9	3.1	5.5	
	水産		5	3	1	5.0	2.0	
	看護		1	1	1	1.0	2.0	
小計		若干名	144	87	52	2.8	3.9	
特別支援教育		約165	417	279	168	2.5	2.7	
養護教諭	一般選考	約50	327	180	60	5.5	7.6	
	特別選考	若干名	23	9	1	23.0	10.0	
栄養教諭		若干名	25	6	2	12.5	17.0	
総合計		約1,600	5,271	3,264	1,719	3.1	3.0	



令和3年度

# 全国学力・学習状況調査の結果について (概要)

千葉市教育委員会

本市児童生徒の調査結果について公表いたします。

なお、本調査により測定できるのは学力の一部であり、各学校の教育活動を多角的に評価・分析した結果と合わせて、学校教育活動の改善に努めてまいります。

## 1 調査の概要

- (1) 調査実施日 令和3年5月27日(木)
- (2) 調査対象 小学校第6学年 中学校第3学年
- (3) 調査内容 国語 「知識」「活用」を一体的に問う問題  
算数・数学 「知識」「活用」を一体的に問う問題  
質問紙調査(学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等)

## 2 教科別結果概要

(令和3年度と悉皆調査実施年度との比較)

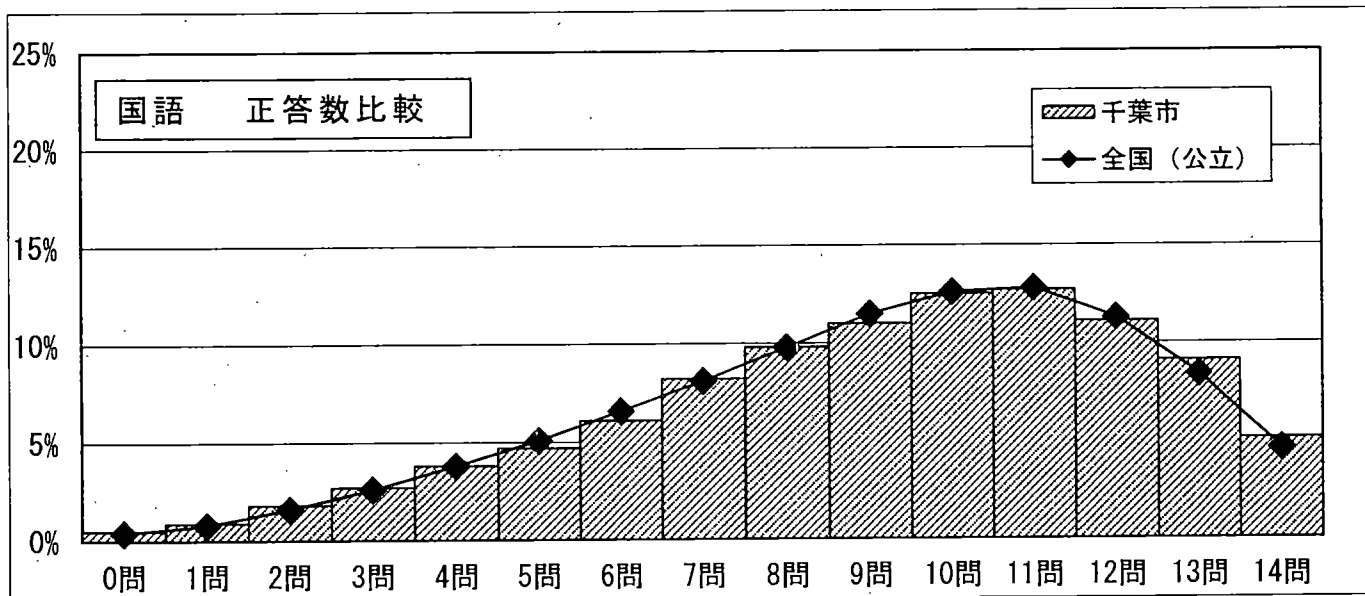
- (1) 全国・千葉県・指定都市の平均正答率(%)と千葉市全体の平均正答率(ここでの全国は、公立のみを示す)

【資料1】問題別平均正答率一覧(%) [全国・千葉県・指定都市・千葉市] <平成25~令和3年度>

	全国 平均正答率		千葉県 平均正答率		※指定都市 平均正答率		千葉市 平均正答率		全国との 比較		
	令和3年度	令和元年度	令和3年度	令和元年度	令和3年度	令和元年度	令和3年度	令和元年度	令和3年度	令和元年度	
国語 小学校	65		65		65		65		±0		
	64		63		64		64		±0		
		A問題	B問題	A問題	B問題	A問題	B問題	A問題	B問題	A問題	B問題
	平成30年度	71	55	70	53	71	55	71	54	0	-1
	平成29年度	75	58	75	57	75	58	76	59	1	1
	平成28年度	73	58	73	58	73	59	73	59	0	1
	平成27年度	70.0	65.4	71.5	64.5	70.3	65.9	72.8	65.6	2.8	0.2
	平成26年度	72.9	55.5	75.8	55.5	73.3	56.3	77.1	57.3	4.2	1.8
	平成25年度	62.7	49.4	61.9	50.1	63.4	50.9	64.2	52.6	1.5	3.2
	令和3年度	70		70		71		71		1	
	令和元年度	67		65		67		67		±0	
	算数 小学校		A問題	B問題	A問題	B問題	A問題	B問題	A問題	B問題	A問題
平成30年度		64	52	62	51	64	52	64	52	0	0
平成29年度		79	46	77	46	79	47	78	48	-1	2
平成28年度		78	47	77	47	78	48	77	48	-1	1
平成27年度		75.2	45.0	74.7	45.1	75.7	46.4	76.4	47.5	1.2	2.5
平成26年度		78.1	58.2	78.2	58.8	78.3	59.6	79.8	60.6	1.7	2.4
平成25年度		77.2	58.4	77.1	59.4	77.5	59.8	78.5	62.3	1.3	3.9
令和3年度		70		70		71		71		1	
令和元年度		67		65		67		67		±0	
国語 中学校		65		65		65		66		1	
		73		72		73		73		±0	
			A問題	B問題	A問題	B問題	A問題	B問題	A問題	B問題	A問題
	平成30年度	76	61	76	61	76	62	76	62	0	1
	平成29年度	77	72	76	72	78	73	77	72	0	0
	平成28年度	76	67	76	67	76	67	77	68	1	1
	平成27年度	75.8	65.8	76.0	65.7	76.4	66.3	77.6	67.2	1.8	1.4
	平成26年度	79.4	51.0	79.8	51.7	79.5	51.5	80.7	53.0	1.3	2
	平成25年度	76.4	67.4	76.2	68.1	76.5	68.0	77.7	70.7	1.3	3.3
	令和3年度	57		56		58		58		1	
	令和元年度	60		57		60		59		-1	
	数学 中学校		A問題	B問題	A問題	B問題	A問題	B問題	A問題	B問題	A問題
平成30年度		66	47	64	46	67	48	65	47	-1	0
平成29年度		65	48	63	47	65	49	64	49	-1	1
平成28年度		62	44	60	43	63	45	62	45	0	1
平成27年度		64.4	41.6	63.4	41.6	65.3	43.0	65.5	44.9	1.1	3.3
平成26年度		67.4	59.8	66.7	60.1	67.7	60.9	68.3	61.6	0.9	1.8
平成25年度		63.7	41.5	63.2	41.5	64.2	42.5	65.7	45.0	2.0	3.5
令和3年度		57		56		58		58		1	
令和元年度		60		57		60		59		-1	

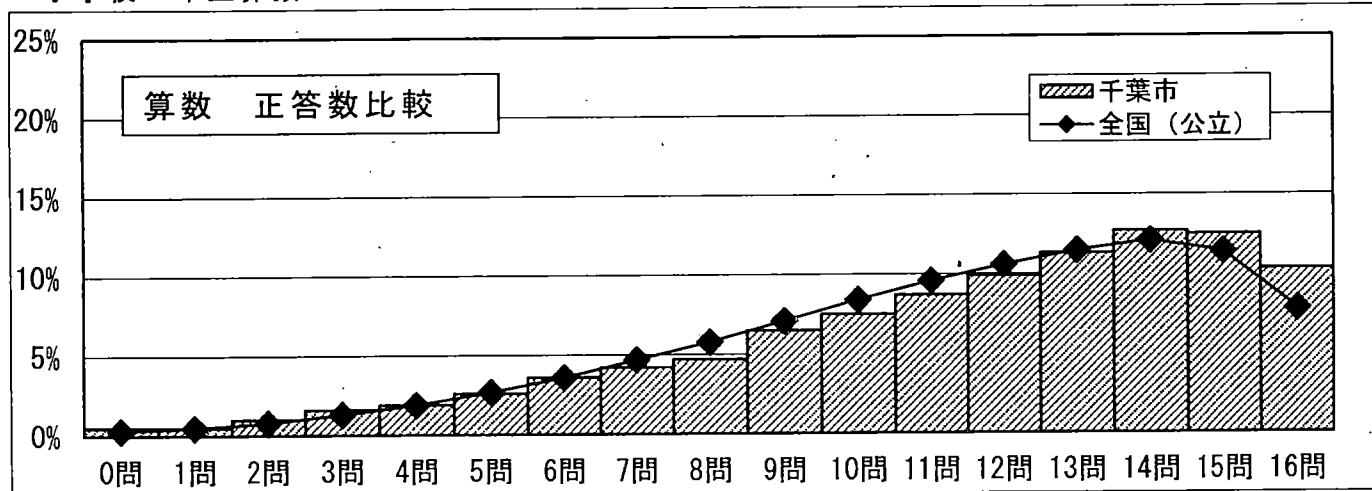
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等を考慮し、全国で実施していない。  
 ※国語と算数・数学の問題は、基礎的な知識を尋ねる「A問題」と、その知識の活用力をみる「B問題」に分かれていたが、平成31年度(令和元年度)より新学習指導要領の方向性に沿う形でA、Bを一体的に問う問題へ改善  
 ※平成28年度より平均正答率は整数値で公表  
 ※「指定都市」の正答率は平成29年度より、平成28年度より以前は「大都市」として政令指定都市と東京23区を集計。

【資料 2】 正答数分布（横軸：正答数、縦軸：人数の割合）[全国・千葉市] <令和 3 年度>  
 小学校 6 年生国語



	平均正答数	平均正答率	中央値	標準偏差
千葉市	9.1 問 / 14 問	65%	10.0	3.1
全国（公立）	9.1 問 / 14 問	65%	9.0	3.1

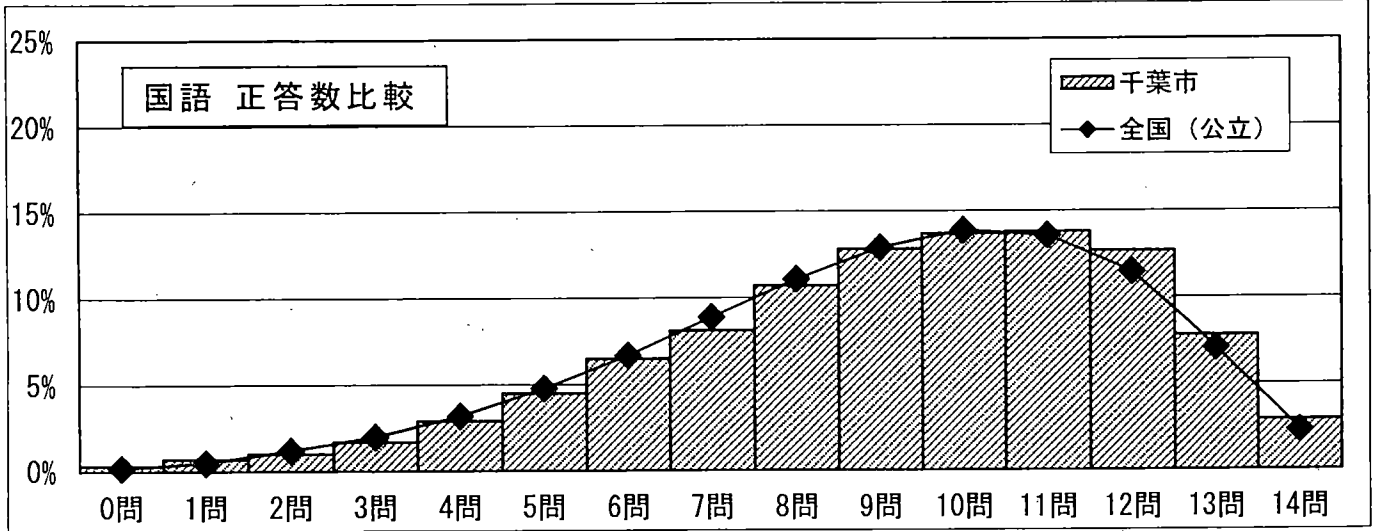
小学校 6 年生算数



	平均正答数	平均正答率	中央値	標準偏差
千葉市	11.4 問 / 16 問	71%	12.0	3.6
全国（公立）	11.2 問 / 16 問	70%	12.0	3.5

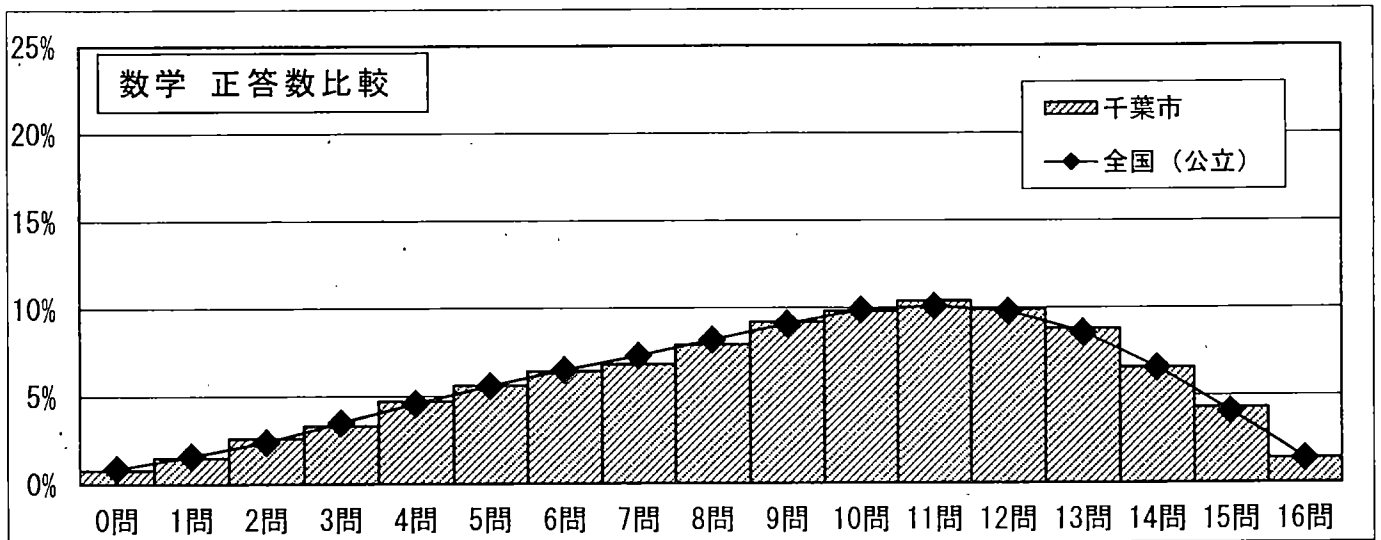
- ・ 国語では、平均正答数、平均正答率は共に全国と同じ数値である。正答数の分布は、全国と同様に右寄りの山型のグラフになっている。正答数が 1～2 問の層と 13 問以上の層の割合が、全国と比較してやや高くなっている。正答率が低い層への学習指導を見直し、中位層に引き上げることが課題である。
- ・ 算数では、平均正答数は全国より 0.2 問高く、平均正答率は 1 ポイント高い。正答数の分布は、全国と同様の山型のグラフになっており、全国よりも上位層の児童の割合が高い右寄りの形となっている。正答率が低い層への学習指導を見直し、中位層に引き上げることが課題である。

中学校 3 年生 国語



	平均正答数	平均正答率	中央値	標準偏差
千葉市	9.2 問 / 14 問	66%	10.0	2.8
全国 (公立)	9.0 問 / 14 問	65%	9.0	2.8

中学校 3 年生 数学



	平均正答数	平均正答率	中央値	標準偏差
千葉市	9.2 問 / 16 問	58%	10.0	3.7
全国 (公立)	9.1 問 / 16 問	57%	10.0	3.7

- ・国語では、平均正答数は全国より 0.2 問、平均正答率は 1 ポイント高い。正答数の分布は、全国と同様に正答数の多い生徒の割合が高い、右寄りの山型のグラフになっている。正答数が 12～14 問の上位層の割合が全国よりも高くなっている。下位層の引き上げを図ることが今後の課題である。
- ・数学では、全国より平均正答数は 0.1 問、平均正答率は 1 ポイント高い。正答数の分布は、全国と同様のやや右に寄ったなだらかな山型となっている。下位層と中位層の引き上げを図ることが今後の課題である。

(3) 全国平均正答率との差異から見る各学校の経年推移<令和元年度と3年度の比較>

【資料3】全国平均正答率との差異から見る各学校の経年推移表

令和元年度の全国と各学校の正答率の差と令和3年度の全国と各学校の平均正答率の差を比較

出題される問題が毎年異なり、調査母体の児童生徒も異なっているが、変化のある学校の傾向を把握するため、経年比較を行う。

ア 小学校（条件：令和元年度または令和3年度の該当学年の調査実施児童数が40人以下の学校については、調査母体による影響が顕著となり、経年比較できないため公表しない。）

推移表記    ↗: 全国平均との差が大きく向上    ↖: 全国平均との差が向上    空欄: 全国平均との差に大きな変化がない    ↘: 全国平均との差が低下

学校名	国語	算数
新宿	↗	↗
本町	↗	
寒川	↘	↘
登戸		
院内	↗	↗
蘇我	↘	↘
都		
都賀	↘	
検見川	↗	↗
稲毛		↗
園生	↗	
若松	↗	↗
大森		
稲丘	↘	↗
花園		
横橋	↘	
幕張	↗	↗
長作		
生浜	↘	↘
誉田	↗	↗
轟町	↘	↗
鶴沢	↗	
平山		
松ヶ丘		↗
宮崎		↗
緑町		↗
川戸	↘	↗
山王	↗	↗
小中台		
小倉	↘	
千草台		
稲毛二	↘	
あやめ台	↘	↘
星久喜		↗
幕張東		
桜木	↗	↗
宮野木		
生浜西	↗	↗
こてはし台	↗	↗
西小中台	↘	↗

学校名	国語	算数
北貝塚	↗	↗
幕張西	↘	
草野		↗
柏台		
千城台東	↘	↘
小中台南	↘	↘
幸町三	↗	↗
高洲三	↘	↘
千草台東	↗	↗
作新		↘
みつわ台北		
誉田東	↘	
みつわ台南	↘	
幕張南	↘	↗
都賀の台		
上の台	↘	
磯辺三	↘	↗
朝日ヶ丘		
生浜東		↗
泉谷	↘	
土気南	↗	↗
西の谷		↗
小谷		
有吉	↘	↘
打瀬	↗	↗
金沢		
あすみが丘	↗	↗
扇田	↘	↘
瑞穂		
海浜打瀬		↗
おゆみ野南	↘	↗
美浜打瀬		
高洲		↗
真砂東		
真砂西		↘
高浜海浜	↘	
磯辺		↘
幸町	↗	
千城台わかば		
千城台みらい		



イ 中学校（条件；令和元年度または令和3年度の該当学年の調査実施生徒数が80人以下の学校については、調査母体による影響が顕著となり、経年比較できないため公表しない。）

推移表記 ㊦：全国平均との差が大きく向上 ㊧：全国平均との差が向上 空欄：全国平均との差に大きな変化がない ㊩：全国平均との差が低下

学校名	国語	数学
加曽利	㊦	㊦
葛城		
椿森		㊧
緑町		㊩
小中台		
花園		
新宿	㊧	㊦
蘇我		
幕張		
生浜	㊦	㊦
菅田	㊩	㊧
轟町		㊧
松ヶ丘		
稲毛		
千城台西	㊧	㊦
こてはし台	㊩	
高洲一	㊧	
草野	㊧	㊦
幕張西	㊩	㊧

学校名	国語	数学
都賀	㊩	
みつわ台		
緑が丘	㊧	㊧
天戸		
若松	㊩	㊧
幸町二	㊩	㊩
山王		
朝日ヶ丘	㊩	㊩
貝塚		㊩
泉谷		㊦
幕張本郷	㊩	
土気南	㊧	㊧
打瀬		㊩
有吉	㊧	㊧
犬椎	㊦	㊦
真砂		
おゆみ野南		
磯辺		
花見川		
高洲		

【資料4】平均正答率の顕著な向上が見られた学校の取組事例<経年推移の比較から> 顕著な向上が見られた学校からは、以下のような取組が報告されている。

ア 小学校

学校名	取組内容
新宿小	各学年ごとに学力向上アクションプランの重点的取組を決めた。令和2年度5年生の取組として、国語、算数ともに小テスト、プリント等の日常化を図り、基礎・基本の定着を図った。例えば自作の漢字プリントを家庭学習の課題として、翌日の小テストで取り組むなどした。算数の授業では理数サポーターとのT.Tによるきめ細やかな指導を行った。練習問題を解く時間を増やし、一人一人に丁寧に指導することで、知識・技能の充実を図った。また、全校の取組として、保護者に向け「家庭学習の手引き」を作成し、家庭学習の継続的取組について啓発を行うほか、各学年で児童向け「家庭学習のすすめ」を作成し、基礎的な取組と発展的な取組を紹介することで、具体的に何を行えばよいかを「見える化」した。
院内小	教科担任制による専門性の高い指導を行っている。また、学力が低い児童については、個別で取り出し指導を行うことで学力の向上を図っている。
検見川小	子供同士による学び合いを意識して授業を進めている。友達の考えを聞くだけでなく、理解しようとしたり、自分の考えと比べたりすることで、自分の考えを広げたり、深めたりすることができるようになったのではないかと考える。 また、「ノートの達人」という名前で、全学級がノート指導に力を入れ、学年代表で校長室前に手本として掲示している。自分の考えを書くだけでなく、思考の流れを整理したり、意欲を高めたりすることにもつながっている。全校で取り組むことにより、着実に基礎学力が付いてきていると考える。

若松小	<p>研究教科である国語では、児童が苦手としている「書くこと」の学習に力を入れている。書くために必要な語彙指導を充実させたり、目的意識や相手意識を持って書く機会を増やしたりして取り組んでいる。また、学力向上アクションプランでは「基礎基本の徹底」をテーマにしており、授業では、導入の工夫をし、児童の学習意欲を高めるとともに、見てわかるように提示することで理解できるようにしている。また、学力が定着していない児童については個別に指導することで学力の向上を図っている。</p>
幕張小	<p>「生活科」「総合的な学習の時間」を中心とした教科横断的なカリキュラム（単元配列表）「幕小プラン」を作成して全ての教科の授業実践をしている。子どもたちが目的意識やゴールを見据えて、必要な情報を読み取ったり要点を捉えて説明したりする学習活動の中で、「書く力」「話す力」「論理的に考える力」「まとめる力」「活用する力」等を培ってきている。これらの力が、全国学調の国語科や算数科の「知識・技能」「思考・判断・表現」さらには「主体的に学びに向かう力」に反映しているものと考えられる。</p>
誉田小	<p>朝学習の際に、学年の実態に合わせた新聞記事を活用し、要点や筆者の考えを時間内に読み取る活動を行った。</p> <p>問題意を的確に捉え、解き方を考え、正しい計算方法を用いて答えを導く課題解決学習の過程を教師が意識して低学年から指導し、児童が学習の仕方を身に付けられるように授業改善できるように努力した。問題把握の段階で場面を想像し、問題の内容を理解しやすくすると同時に、それらを整理し、どのような方法で解いていくのかという見通しの力を身に付けることができるように授業を工夫した。</p> <p>基礎基本の内容については、朝学習や授業の前後などに個別に対応したり、小テストを行ったりなど、十分に理解できるように繰り返し指導し、「できた」「わかった」と達成感や満足感を味わえるように支援した。</p>
山王小	<p>朝学習で取り組む内容を全学年で曜日ごとに統一した。特に3年前から認知機能を高める「コグトレ」を取り入れている。1回5分程度の短い時間でできる問題なので、児童が集中して問題に取り組んでいる。また、校内研究の取組の一環として、学年の実態に合わせて定期的に漢字テストや短作文を行い基礎基本の学力向上を図っている。更に、学習でつまずきが見られる児童に対しては、7学年の職員や学習指導員を中心に休み時間に取り出し指導を行っている。また、4年前から取り入れている脳と神経、体幹を刺激するコーディネーション運動も効果があると考えられる。</p>
生浜西小	<p>各学級では、児童の学習意欲を高めるために、まずは生活面を整えることを職員間で共通理解を図った。「挨拶チャンピオン運動」「靴箱の整理」「毎月の生活・いじめアンケート」などを活用し、安心・安全でどの児童でも頑張れば評価される環境を整えた。学習面では、担任間での連携を密にしながら、効果的な指導等について共有し、指導改善を図っている。</p>
こてはし台小	<p>国語科では、全校で「1人100冊運動」に取り組み、年間目標冊数（低学年100冊、中学年80冊、高学年60冊）を目指して読書を行っている。この運動により、児童の読書量が増え、読解力・表現力の向上につながっている。算数科は、校内研究において「『わかる』『できる』楽しさを味わうことのできる子どもの育成～主体的・対話的な数学的活動を通して～」という主題を解明するための授業改善を図った。児童が全校共通の「学習の進め方」を基に学習を進めたり、本読み計算等の算数が楽しいと感じる活動を日々の学習の中に取り入れたりすることで、意欲的に学習を進められるようになった。上下学年2回の検証授業以外に、年間2回（9・11月）の「授業参観ウィーク」を実施し、全教員が互いに授業を参観し合い、実践について話し合うことで授業改善につながった。</p>

北貝塚小	<p>全学年において、算数科の時間には少人数指導や理数サポーターによるきめ細かな指導・支援が行われるように教育課程の編制を行った。また、学年ごとの学力向上アクションプランを基に各学年における重点的な指導・支援の内容の共有を図った。前期と後期の終了時には学年ごとの学力向上アクションプランの振り返りを実施し、成果と課題を反映させて学年別「具体的な取組目標」の内容を更新するようにした。学習の実際については、算数科の学習において学びの定着を図るために、1単位時間に必ず適用問題を取り組むことを心がけた。また、書画カメラの全クラスへの配備を進め、ギガタブとの併用を行いながら素材をより視覚的に捉えられるよう、ICT機器の積極的活用を図り、理解の定着につなげている。</p>
幸町第三小	<p>国語、算数とも記述式の正答率が向上した。普段の学習から、考えを書くことを、どの教科でも共通して行うようにしている。学習課題に対し、自分の考えをもつ時間を確保し、その後グループやペア、学級全体で互いの考えを伝え合うようにしている。また今年度より、ギガタブの「発表ノート」を使用することで、互いの考えの交流を行いやすくなった。友達同士で考えを伝え合う活動の充実が、「言葉で説明する力」を高め、記述式の正答率を高めたと考えられる。</p>
千草台東小	<p>朝学習「ぐんぐんタイム」の時間を使って漢字小テストや計算の習熟、また、宿題では漢字練習やマス計算などの取組により、基礎・基本の定着を図った。授業の中では、国語では文章や資料の読み取りを丁寧に扱ったり、算数では図や式を関連付けて考える場面を設けたりした。</p> <p>本校では昨年度よりユニバーサルデザインを取り入れ、どの児童も集中できる教室環境、わかりやすい授業改善を目指してきた。具体的には、教室前面の棚をカーテンで隠したり、使うチョークの色や机の上に置くものを制限し授業に集中できるようにしたりした。</p> <p>また、本校の児童は無回答が少なく、質問紙の回答でも県や全国を上回る項目があるなど、意欲面が高い特徴がある。道徳を行内研究で取り組んでおり、「個性の伸長」や「相互理解」などに力を入れてきた。自他ともに認め合い褒める学級経営をしてきた。</p>
土気南小	<p>算数科において、「主体的に問題解決に取り組む子を育てる算数指導 数学的な見方・考え方をはたらかせる発問の工夫を通して」を研究主題として、主に教師の発問を見直すことを通して学習改善を図ってきた。それにより、日々の算数指導の際、身につけさせたい力を明確にした授業づくりが行われるようになった。</p>
打瀬小	<p>学力テストや学力・学習状況調査の結果を分析し、各学年の課題を洗い出した。その考察をもとに、①朝タイム（1時間目が始まるまでに取り組む帯の自習時間）において、週に1度、その課題の対策に向けて取り組む時間を確保した。②洗い出された課題を念頭に置きながら教材研究し、日頃の学習の中に組み込むようにした。③必要に応じてプリント学習をしたり、ギガタブを使ってドリル学習に取り組んだ。④「うたせスタンダード」という学習規律に関するルールを全校で統一し、教員によって指導に差が出ないようにした。</p>
あすみが丘小	<p>国語科において、「主体的に学び、考えを深める子どもの育成～国語科における読みを深める指導の工夫～」の育成を目指した授業改善を行った。あすみステップタイム（15分間の朝学習）の内容を見直し、総合的に子どもの学力の底上げすることをねらって「読むこと」「書くこと」「話すこと・聞くこと」の活動をバランス良く行った。活動内容を全職員に周知するため、実践事例集の作成も行った。全国学力学習状況調査の結果と考察を全職員で共有し、日々の実践に生かしてもらうように働きかけた。</p> <p>また、主要教科を中心に、体育や外国語等の教科においても「ふりかえり」に重点を置き、本時における自身の学びや課題、次時に向けての思いなどを記載するようにした。その内容を教師が確認して児童の学びの定着を図り、必要な手立てを講じていくというサイクルを共通理解することで、一つの授業に対する実践力を高めることができた。</p>

イ 中学校

加曾利中	<p>基礎的・基本的な学力の定着を図る取組として、本時の「学習の目標と振り返り」をすべての教科で行っている。また、週ごとに教員が作成した国語・数学・英語の3教科の学習プリントを使って生徒の学力向上に努めている。</p>
新宿中	<p>「指導と評価の一体化」を図るため、各教科部会をこまめに行いながら、生徒に身につけさせたい力を意識した授業展開を日々実践した。また基礎基本の定着度を向上させるため、定期テスト前や長期休業中などに学習相談を実施した。若手教員の指導力向上や悩み相談を兼ねて、フレッシュ研修を年に数回実施した。</p>
生浜中	<p>学校研究主題のもと、全教科「共に考え高め合う学習活動」を意識し、小グループでの交流や話し合いの場を積極的に取り入れ、生徒同士が教え合ったり認め合ったりしながら学習活動を行っている。また、帯単元の活用、定期的な小テストの実施など各教科工夫を凝らし、基礎・基本の定着に向けた学習支援を行っている。1, 2学年の数学では、4コマ中、1コマでITの授業を行い、生徒の実態に合わせたきめ細やかな個別指導を行っている。</p>
千城台西中	<p>生徒の基礎学力の向上、職員の授業力の向上を目指した。基礎基本を確認するドリルの習慣化、授業で学習のねらいを明確に生徒に伝える、まとめテストの実施、学習相談の充実等に重点的に取り組んだ。</p>
草野中	<p>調査結果を全職員で共有することで、自校の課題を明確にし、それを学力向上アクションプランの重点項目として位置付けた。長期休業中に行っている学習相談の形式を、質問を受ける形式から講義形式・問題演習形式に変更した。学習方法がわからない生徒に対して個別対応を行い、家庭学習習慣の確立に努めた。</p>
緑が丘中	<p>朝の読書活動が可能となった5年前から落ち着いた朝を迎えることができるようになり、現在も生徒一人一人が読書に集中できる環境になった。また、小中連携の研究指定を受けた5年前から、数学科では、小学校と「学び方をそるえる」ことを重点目標とし、「学習問題の把握・自力解決・考え方の共有・まとめ」の4つの流れで一時間の学習を進めることを大切にしている。ここ数年では全教科でこの4つの流れを柱に授業を進めることで、生徒が見通しをもって授業を受けることができている。</p>
土気南中	<p>生徒にとって、わかりやすい授業づくりをした。各教科で定期的に学習相談を行い、知識の定着を図った。個別課題の提供、休み時間に気軽に学習相談や補習を行い、基礎基本の定着を図れるようにした。家庭学習推進のために、各教科で生徒の負担にならない課題を出し、学習に対する意識を継続できるような取り組みを行った。</p>
有吉中	<p>令和元・2年度の2年間、表現力の育成を目指して学校研究主題の解明に努めた。身につけさせたい表現力とは何かを明確にし、統一した板書表示のプレートを用いて毎時間必ず学習課題を示すことや、「書く活動」「話す活動」「作品や動作で表す活動」などの場面を意図的に設定することなどに取り組んだ。定期テスト前や夏季休業期間中に学習相談や講座を設け、下位生徒に対する基礎・基本の定着にも努めた。</p>
大椎中	<p>数学は、授業において問題を解く際の自分の考え方を文章で書かせることで、思考を整理させたことが、「数学的な見方や考え方」の正答率を高くしたと考えられる。</p> <p>国語は、毎日の朝読書や図書館指導員や図書委員による読み聞かせが読解力の向上につながっている。また、国語の授業において、本や文章の形態に応じて語句の意味やキーセンテンスなどに着目させ、内容をとらえさせたことが、「読む能力」の正答率を高くしたと考えられる。</p> <p>更に、隔週で10分程度の朝ドリルを行う時間を設け、基礎的な計算や漢字をドリル学習したことが、全体的な学力の底上げにつながったと考えられる。</p>

### 3 質問紙調査結果概要

【資料5】児童生徒質問紙調査より〔千葉市・全国〕＜令和3年度＞

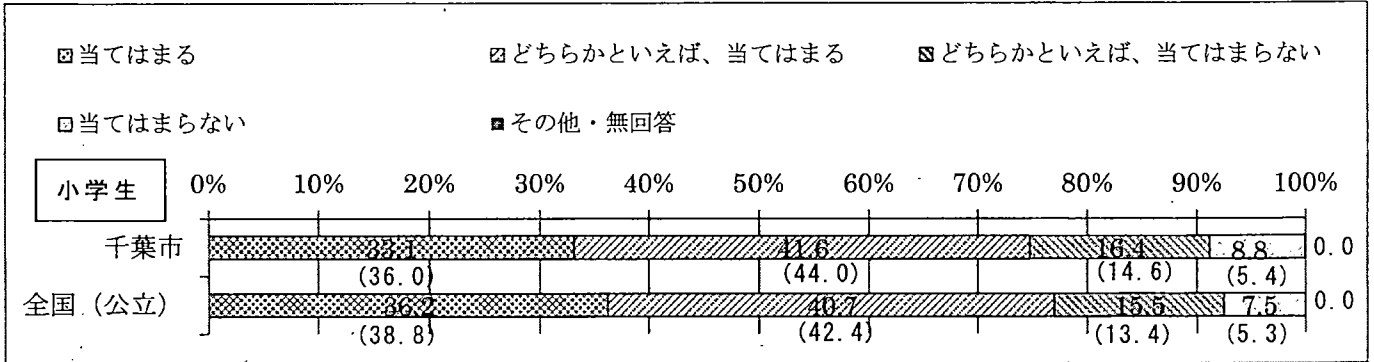
※質問文末の（ ）内の数字は、「児童生徒質問紙調査」の質問番号を示している。

※帯グラフの（ ）の数字は、令和元年度同質問の回答の割合を示している。

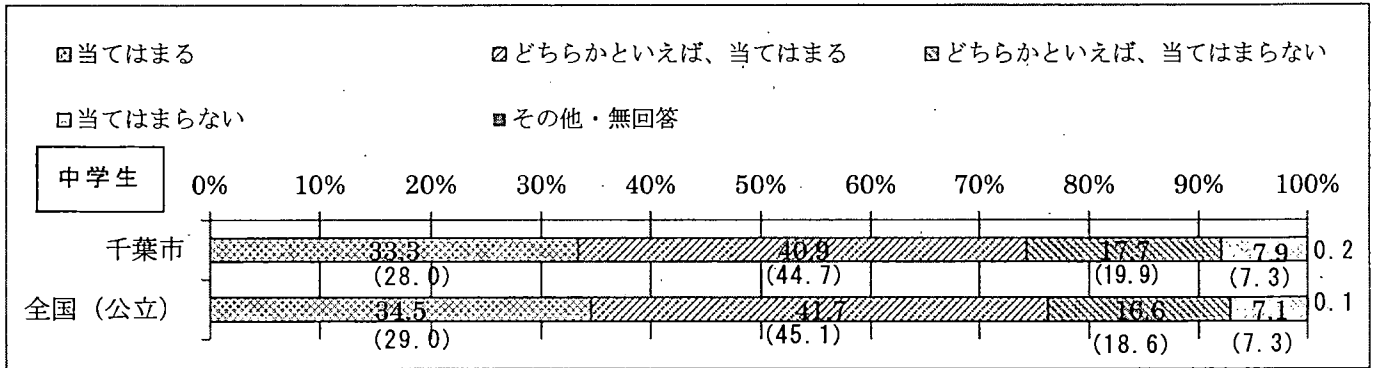
※小数第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

#### 〔自己肯定感、将来の夢や目標等に関する意識〕

##### 1 自分には、よいところがあると思いますか。（小6）（中6）

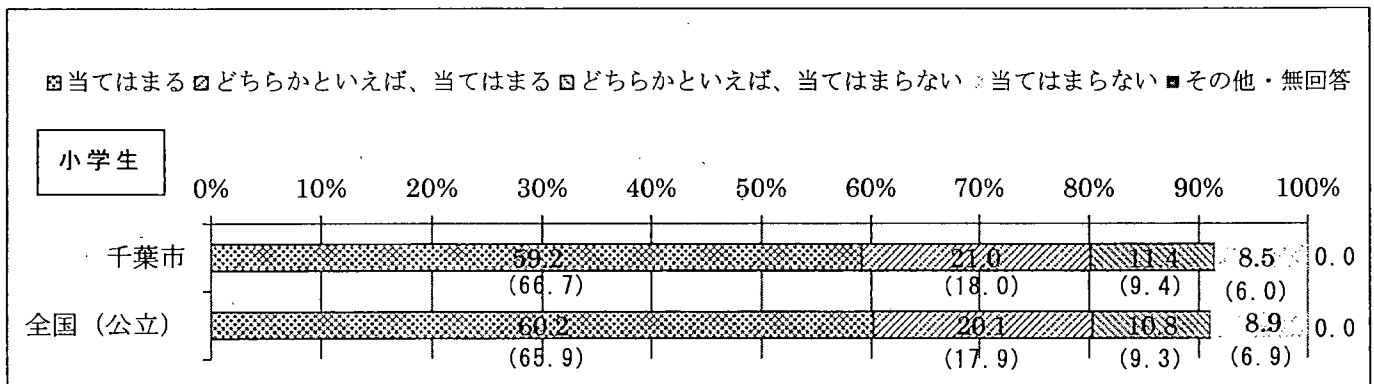


・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→74.7%（全国より2.2ポイント低い）

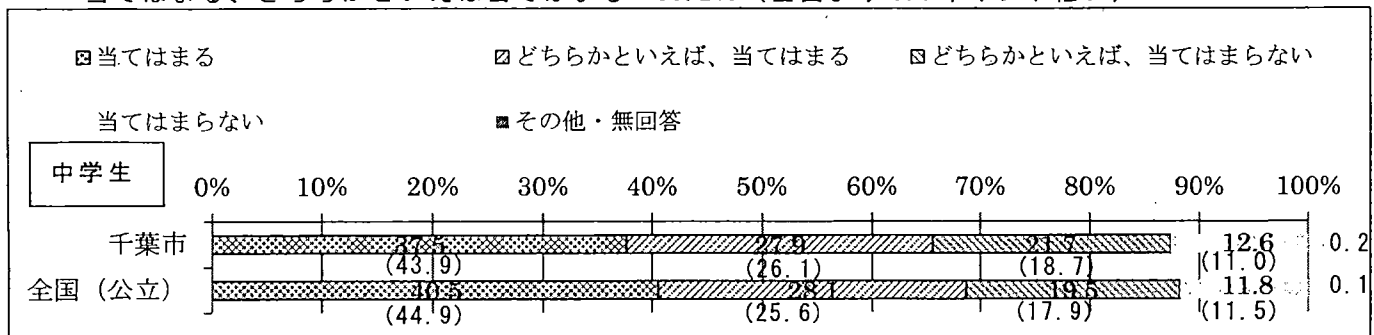


・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→74.2%（全国より2.0ポイント低い）

##### 2 将来の夢や目標を持っていますか。（小7）（中7）



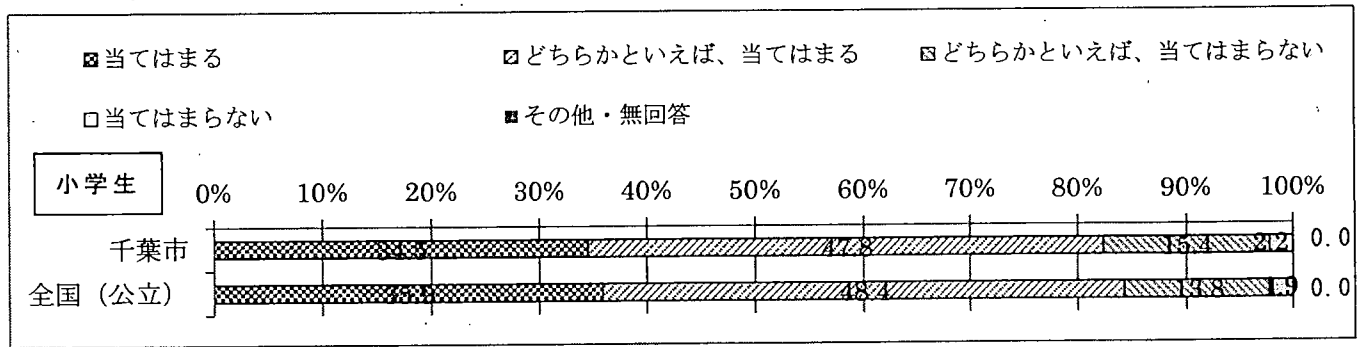
・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→80.2%（全国より0.1ポイント低い）



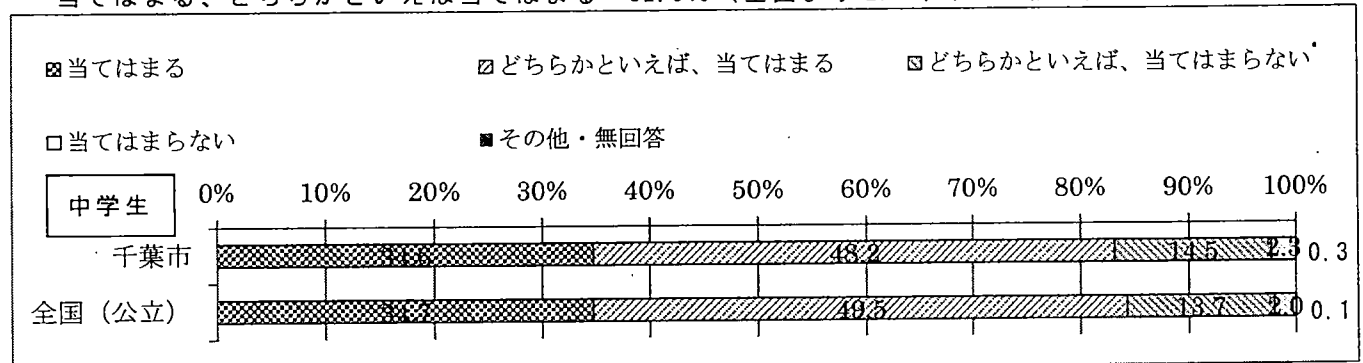
・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→65.4%（全国より3.2ポイント低い）

3 自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしていますか。(小8)(中8)

※令和元年度に同質問は無いため、( )の記載なし



・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→82.3% (全国より2.0ポイント低い)

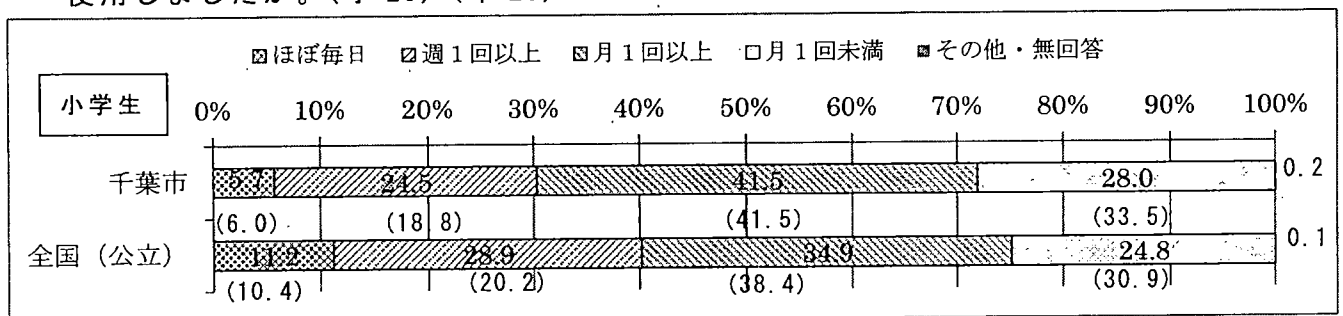


・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→82.8% (全国より1.4ポイント低い)

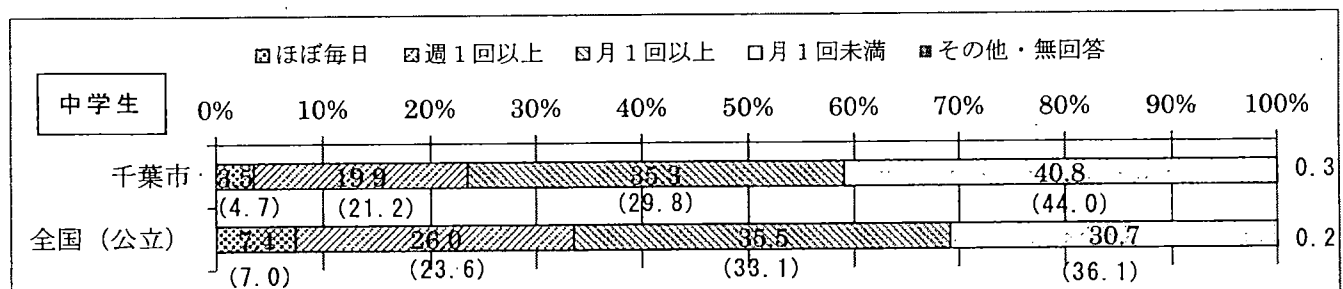
設問1「自分には、よいところがあると思いますか」の肯定的な回答の割合は、平成25年度以降増加傾向が見られていた中で、小学生の方が中学生より10%ほど高い傾向にあったが、今年度は小学生も中学生も同程度となり、差が縮まってきている。設問2「将来の夢や目標を持つこと」については、小学生では肯定的な回答が80%を超えている。これは、キャリアパスポートの取組など、キャリア教育を進めている成果と考えられる。設問3「自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしていますか」については肯定的な回答が小中学生ともに80%程度である一方で、20%近くは否定的回答をしていることを踏まえ、目標を明確にして取り組む機会や計画を立てて実行するような機会を増やし、主体的に取り組むことで、達成感や成就感を持たせられるようにしていくことが必要である。

【ICT機器の活用に関する意識】

4 5年生まで(1,2年生の時)に受けた授業で、コンピュータなどのICT機器をどの程度使用しましたか。(小26)(中26)



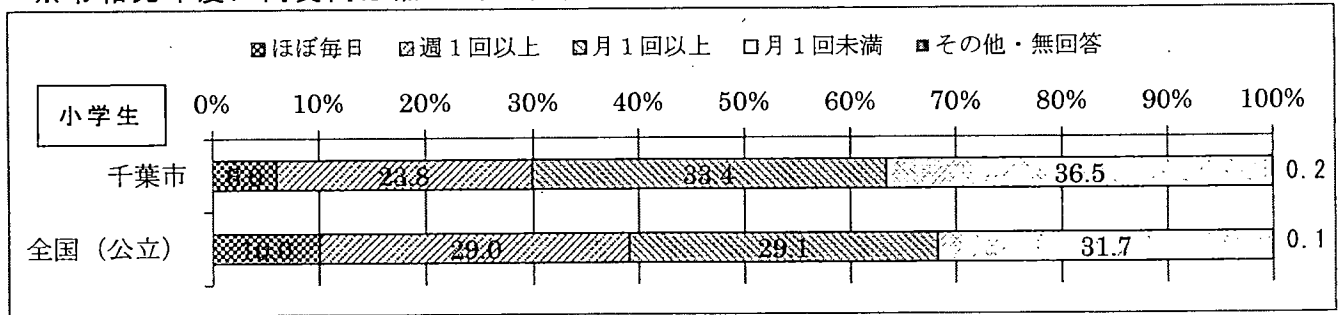
・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→30.2% (全国より9.9ポイント低い)



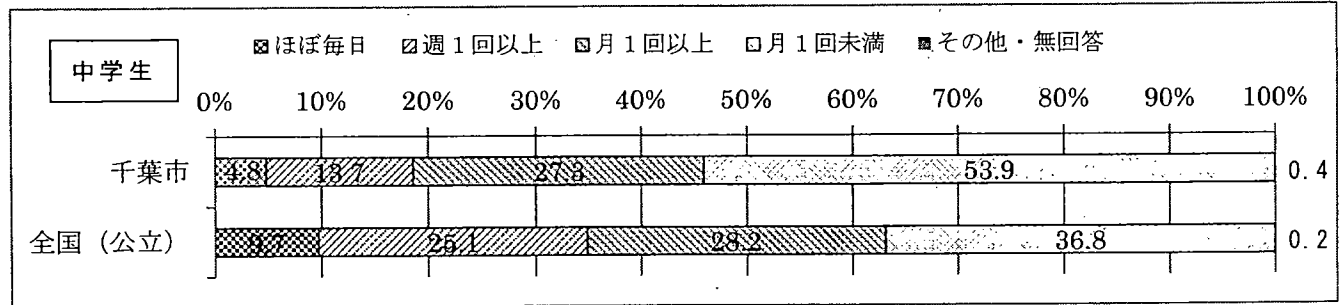
・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→23.4% (全国より10.0ポイント低い)

5 あなたは学校で、コンピュータなどの ICT 機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、どの程度使用していますか。(小 27) (中 27)

※令和元年度に同質問は無いため、( ) の記載なし



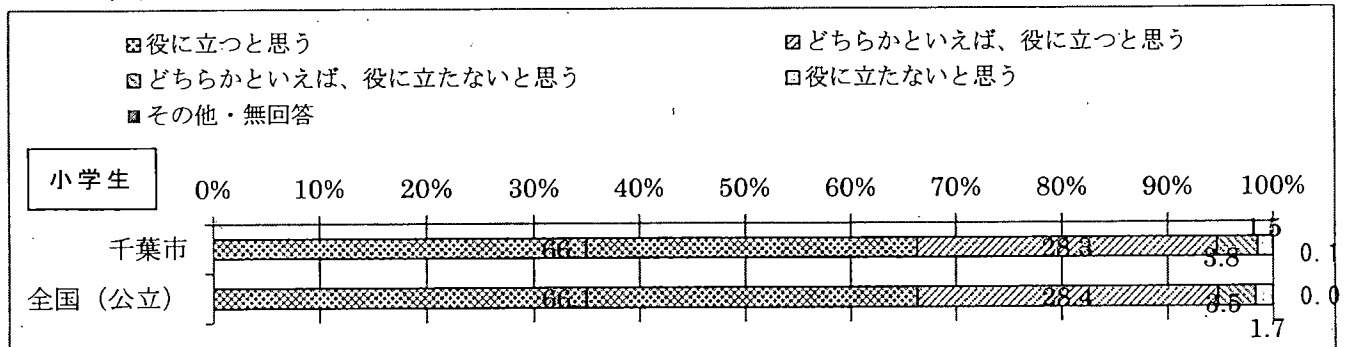
・ほぼ毎日、週 1 回以上→29.8% (全国より 9.2 ポイント低い)



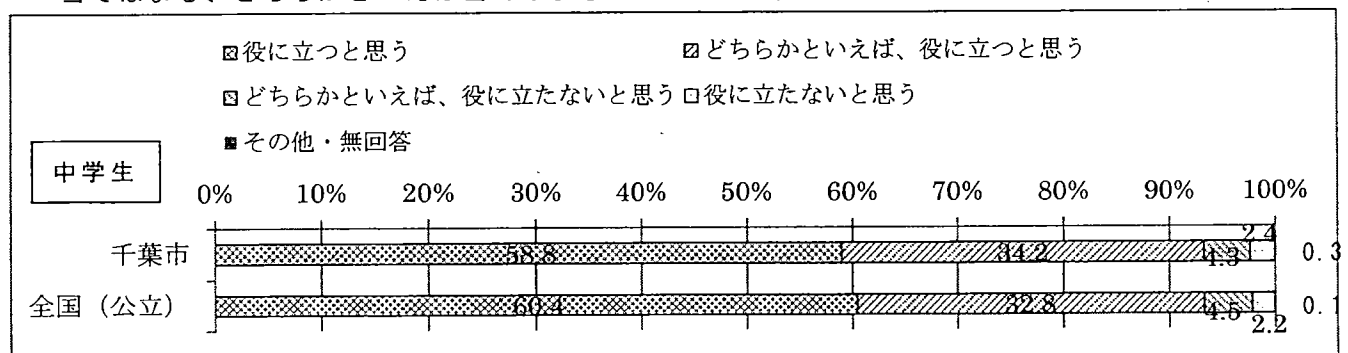
・ほぼ毎日、週 1 回以上→18.5% (全国より 16.3 ポイント低い)

6 学習の中でコンピュータなどの ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか。(小 28) (中 28)

※令和元年度に同質問は無いため、( ) の記載なし



・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→94.4% (全国より 0.1 ポイント低い)

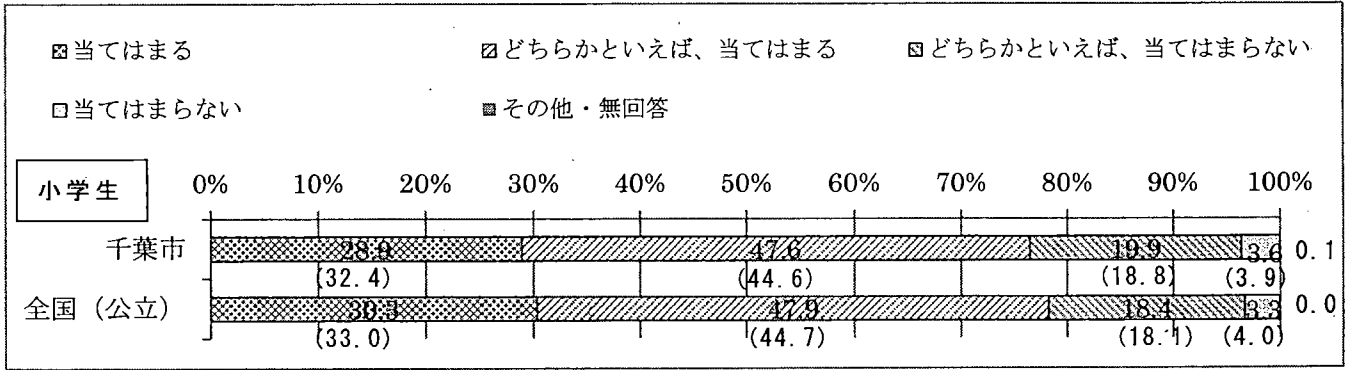


・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→93.0% (全国より 0.2 ポイント低い)

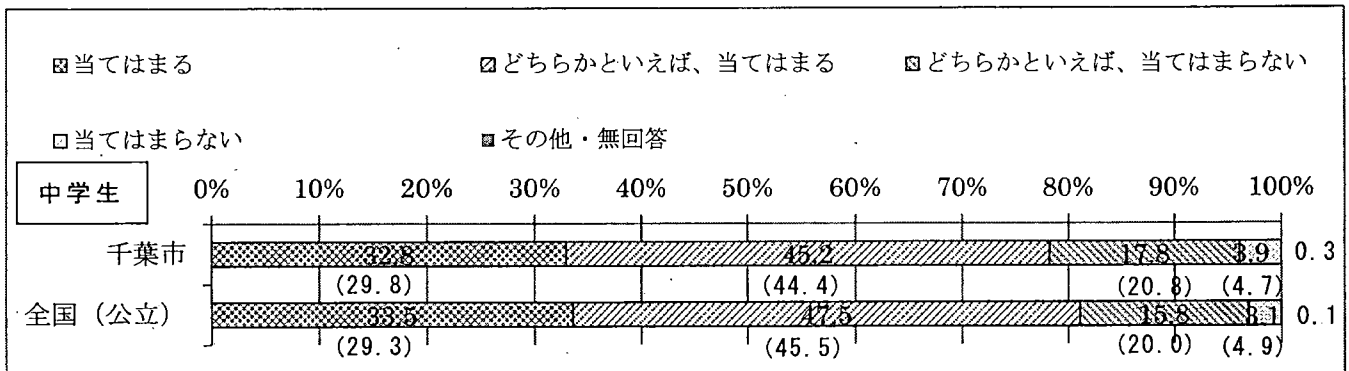
設問 4 「ICT 機器をどの程度使用してきたか」の質問については、小中学生ともに全国平均より 10% 程度低く、昨年度までは ICT 機器の活用が十分にできていなかったことがうかがえる。また、設問 5 「他の友達と意見交換をしたり調べたりすること」についても、週に 1 回以上使用する割合が全国平均に比べて小学生で 9.2%、中学生で 16.3% 低いが、今年度より 1 人 1 台タブレット PC が整備されたことでこの状況は改善していくことが見込まれる。設問 6 「ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思うか」という質問については、小中学生ともに 90% 以上が肯定的に答えており、その必要感を期待しているので、日々の学習においてより一層活用していくことが望まれる。

[主体的・対話的で深い学びに関する意識]

7 5年生まで（1・2年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか。（小33）（中33）

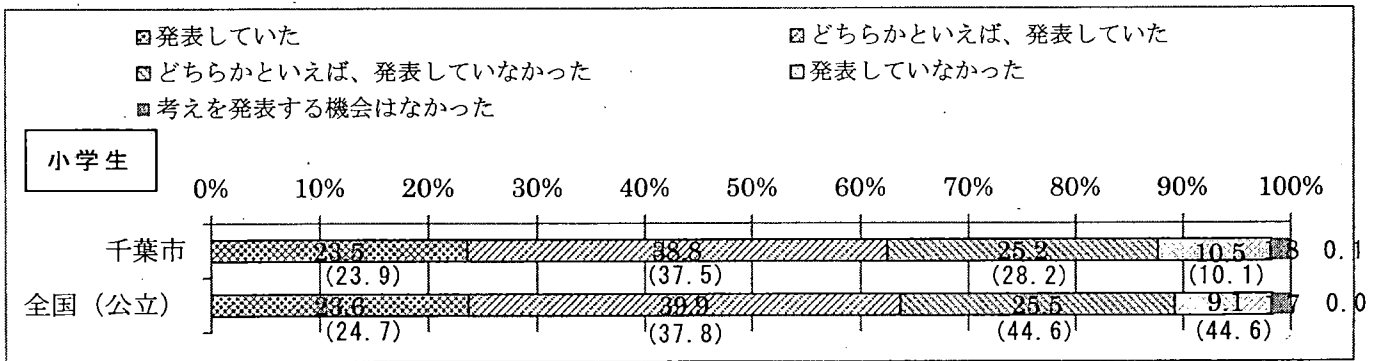


・当てはまる、どちらかというとき当てはまる→76.5%（全国より1.7ポイント低い）

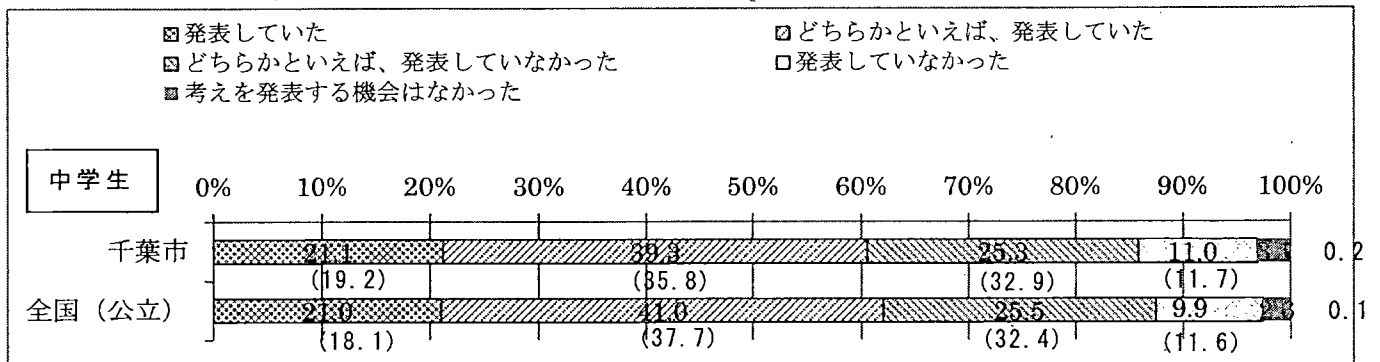


・当てはまる、どちらかというとき当てはまる→78.0%（全国より3.0ポイント低い）

8 5年生まで（1・2年生のとき）に受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか。（小32）（中32）



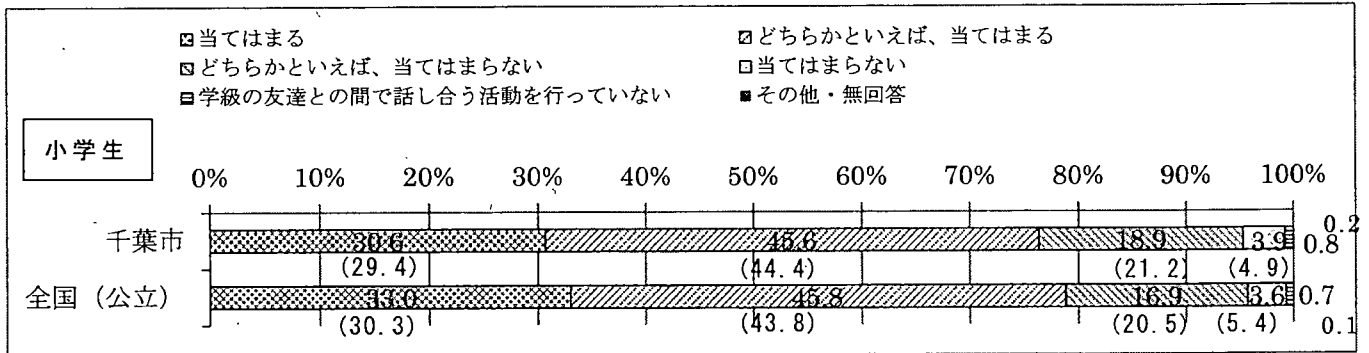
・当てはまる、どちらかというとき当てはまる→62.3%（全国より1.2ポイント低い）



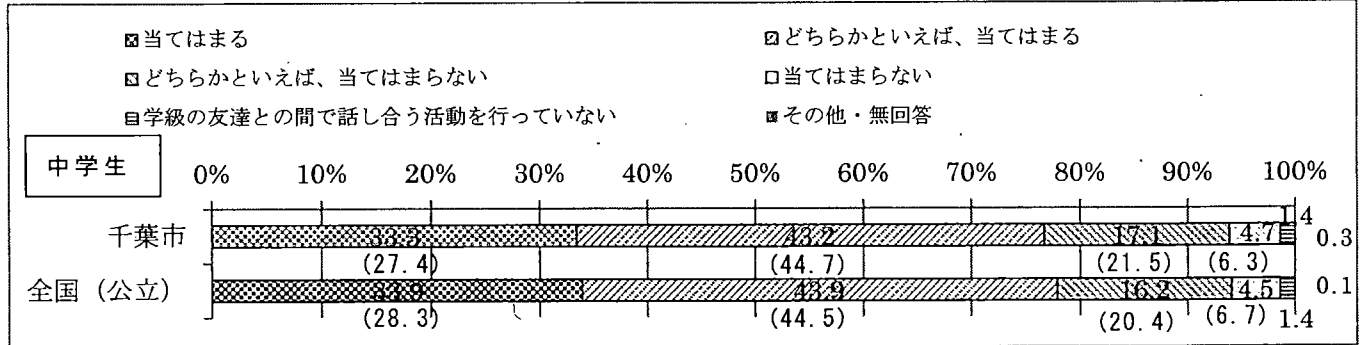
・当てはまる、どちらかというとき当てはまる→60.4%（全国より1.6ポイント低い）



9 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか。(小 37) 学級の生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか。(中 37)



・そう思う、どちらかといえばそう思う→76.2% (全国より 2.6 ポイント低い)



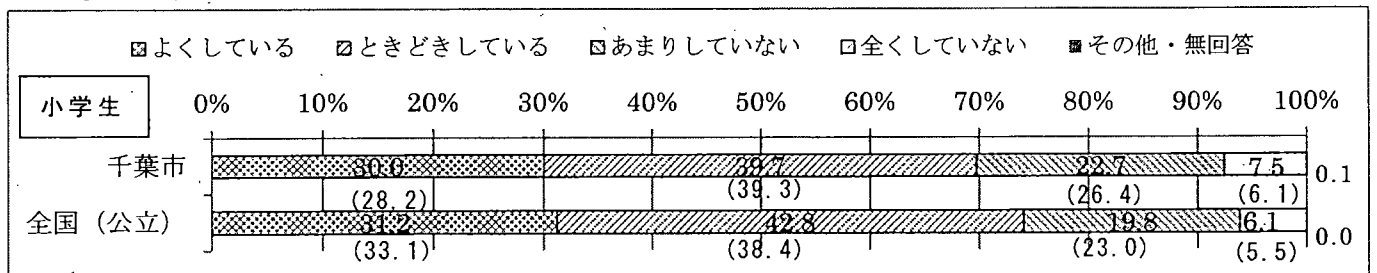
・そう思う、どちらかといえばそう思う→76.5% (全国より 1.3 ポイント低い)

設問7と設問8を比較すると、「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む」ことを小中学生の75%以上が肯定的に回答しているのに対して、「自分の考えを発表する機会に、工夫して発表する」ことを肯定的に回答している割合は60%弱にとどまっており、自分の考えを発表するような機会を意図的に増やして経験を積んでいくことが必要である。

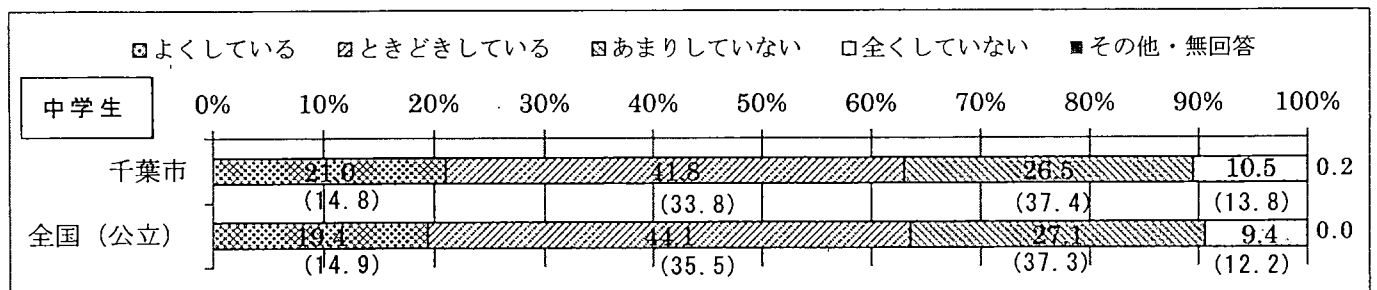
設問9「話し合う活動を通して自分の考えを深めたり広げたりすること」について、肯定的に回答する割合が、小学生は昨年度の73%から今年度は76%へ、中学生は72%から76%へと向上している。これは、各教科の学習の中で対話的な学びを意識して、意図的に取り入れたことの表れと言える。今後も、少人数での話し合う活動を意図的に学習の中に組み込んでいくなど、話し合う活動を積極的に取り入れていくことが望まれる。

【家庭での学習に関する意識】

10 家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか。(小 17) (中 17)

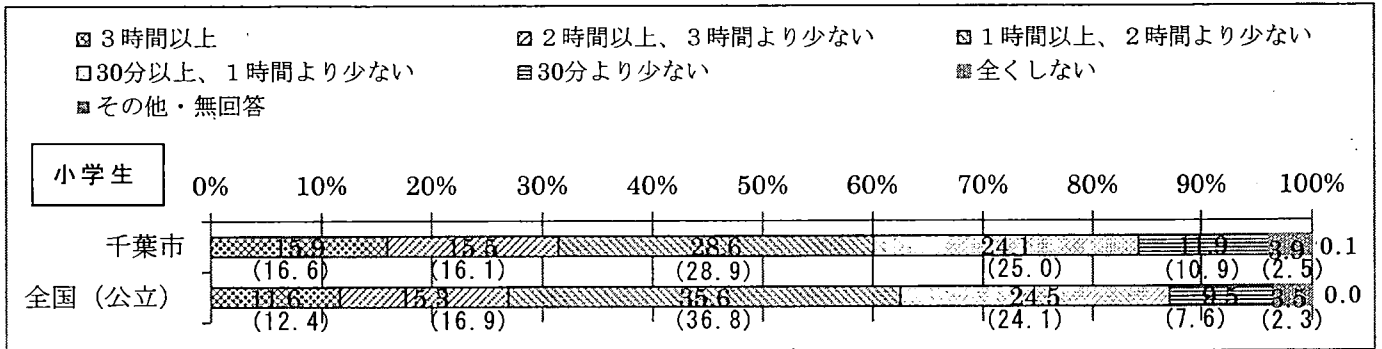


・よくしている、ときどきしている→69.7% (全国より 4.3 ポイント低い)

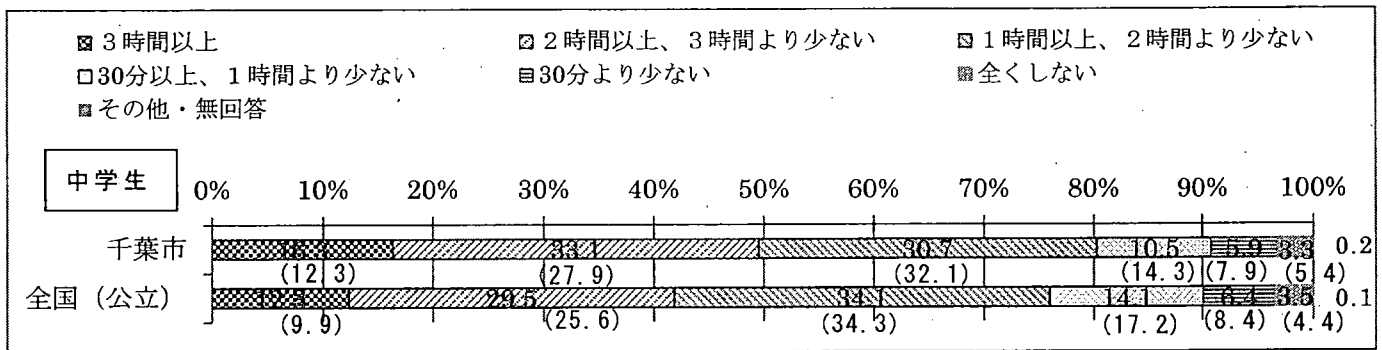


・よくしている、ときどきしている→62.8% (全国より 0.7 ポイント低い)

11 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか。(学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)(小18)(中18)

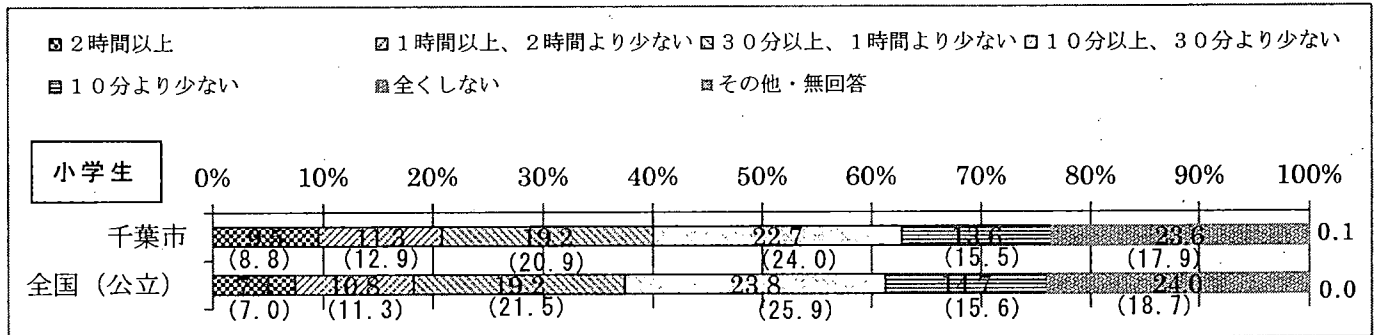


・1日2時間以上勉強をしている→31.4% (全国より4.5ポイント高い)  
 全くしない→3.9% (全国より0.4ポイント高い)

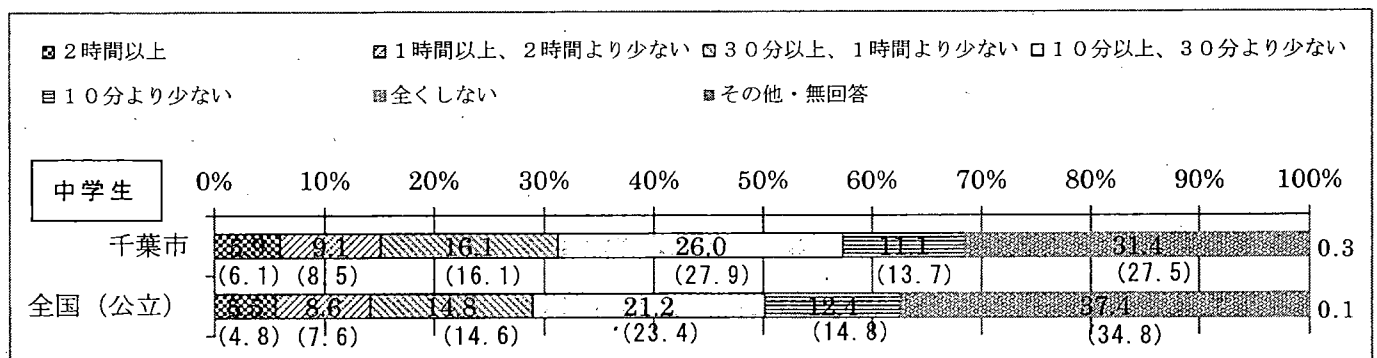


・1日2時間以上勉強をしている→49.4% (全国より7.6ポイント高い)  
 全くしない→3.3% (全国より0.2ポイント低い)

12 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)(小21)(中21)



・1日1時間以上読書をしている→20.8% (全国より2.6ポイント高い)  
 全くしない→23.6% (全国より0.4ポイント低い)



・1日1時間以上読書をしている→15.0% (全国より0.9ポイント高い)  
 全くしない→31.4% (全国より6.0ポイント低い)

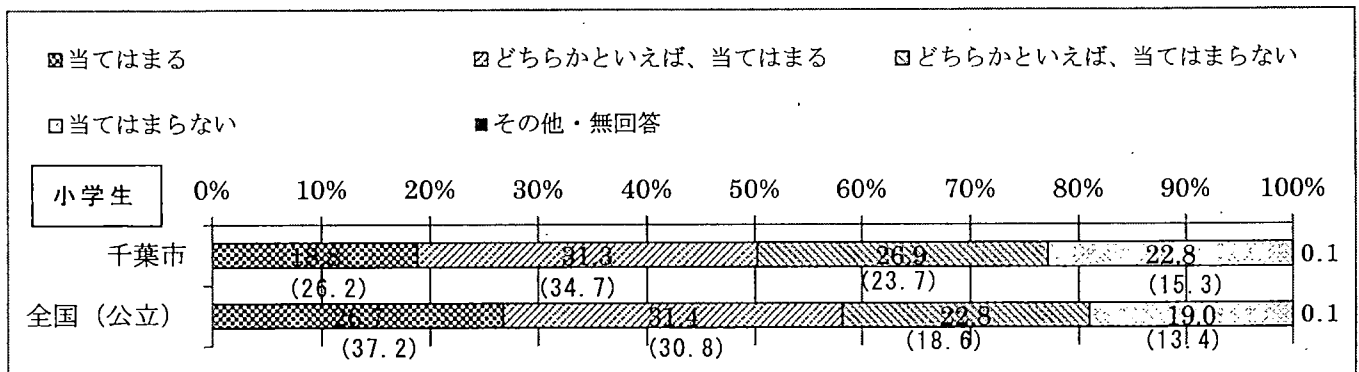
設問 10「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか」への肯定的な回答率は、小中学生ともに全国よりも低くなっているものの、昨年度と比較すると、小学生は 67.5%から 69.7%へ、中学生は 48.6%から 62.8%へと向上しており、特に中学生の伸びが 14.2%と大きくなっている。

設問 11より、普段 1日 2時間以上学習している児童生徒の割合は、小・中学生ともに全国平均よりも高く、学習習慣がきちんと身につけている児童・生徒がいることが分かる一方で、「30分より少ない」や「全くしない」という児童・生徒も 1割弱おり、家庭での学習が習慣化していくような対策が必要であると言える。

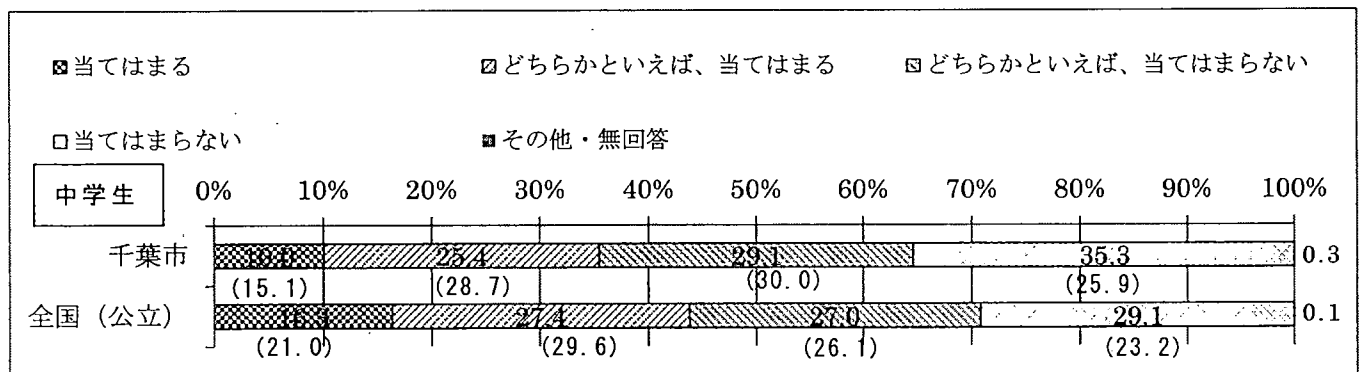
設問 12より、1時間以上読書をしている割合は小学生で 20.8%、中学生で 15.0%と全国よりも高くなっている一方で、「全くしない」と回答した割合が昨年度と比較して小学生は 17.9%から 23.6%へ、中学生は 27.5%から 31.4%へと増えており、読書を進んで行う児童・生徒とそうでない児童・生徒の二極化が進んでいることがわかる。家庭で過ごす時間の中で、スマートフォンの使用など、読書以外に興味をもつものはいろいろとあるが、継続して読書に取り組むことを一層推進していき、読解力の向上を図っていきようにしたい。

### 〔地域・社会との関わりに関する意識や外国に対する関心〕

#### 13 今住んでいる地域の行事に参加していますか。(小 24) (中 24)

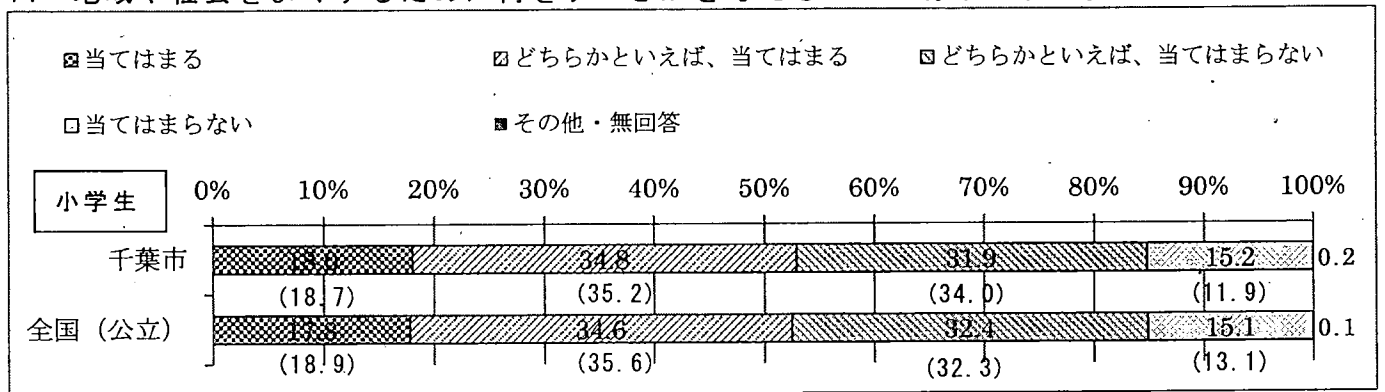


・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→50.1% (全国より 8.0 ポイント低い)

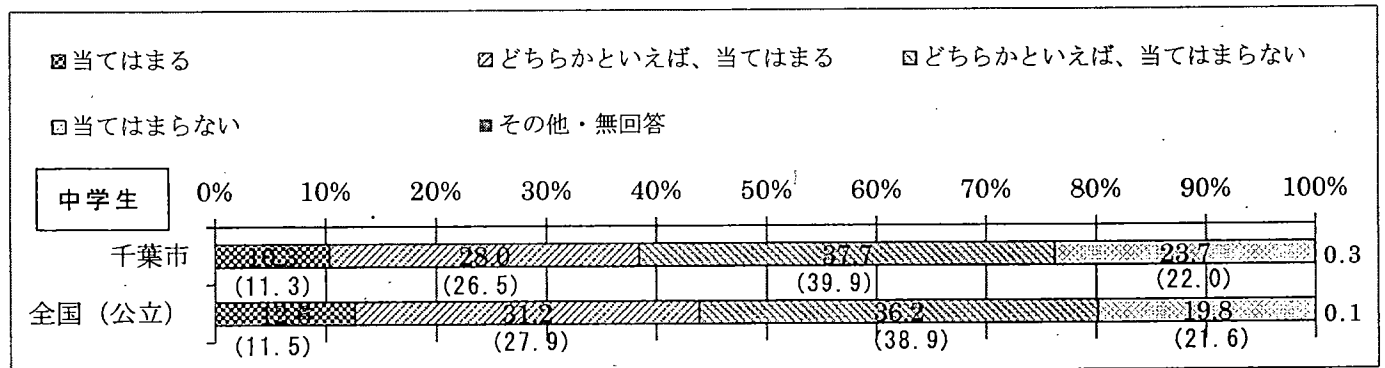


・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→35.4% (全国より 8.3 ポイント低い)

14 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか。(小 25) (中 25)



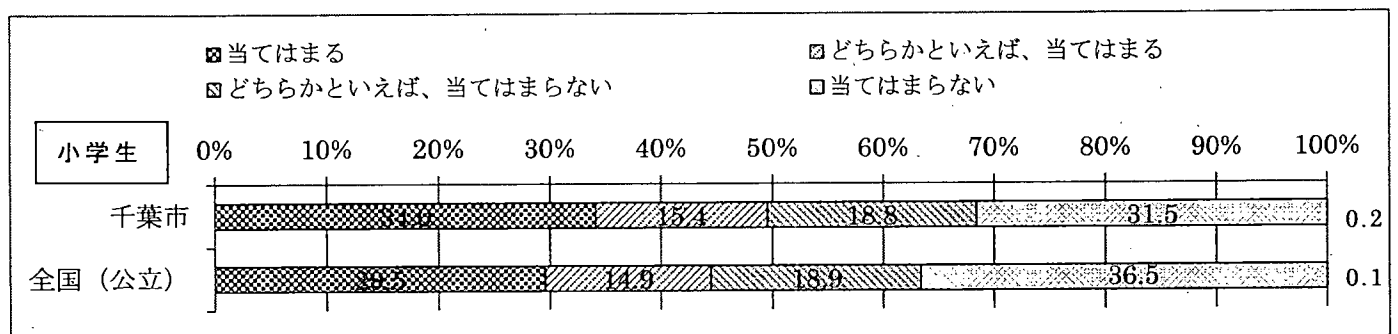
・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→52.8% (全国より0.4ポイント低い)



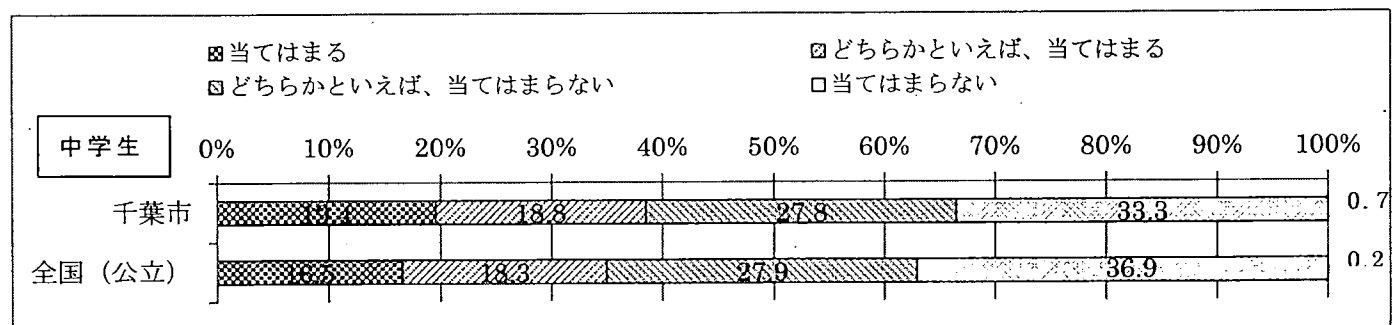
・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→38.3% (全国より5.5ポイント低い)

15 これまで、学校の授業以外で、英語を使う機会がありましたか。(地域の人や外国にいる人と英語で話す、英語で手紙や電子メールを書く、英語のテレビやホームページを見る、英会話教室に通うなど) (小 63) (中 63)

※令和元年度に同質問は無いため、( ) の記載なし



・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→49.4% (全国より5.0ポイント高い)



・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→38.2% (全国より3.4ポイント高い)

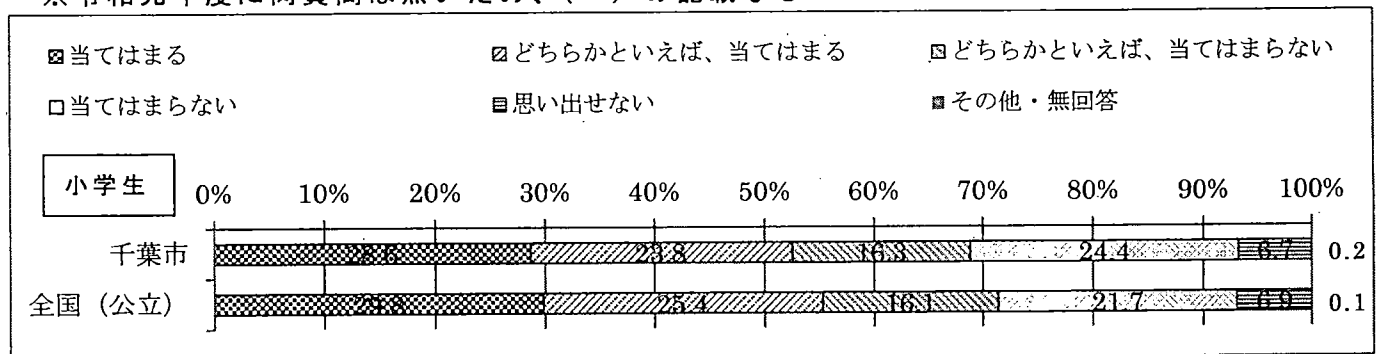
設問 13「今住んでいる地域の行事に参加していますか」についての肯定的な回答率は、小学生で 50.1%、中学生で 35.4%、設問 14「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」についての肯定的な回答率は小学生で 52.8%、中学生で 38.3%といずれも全国平均と比べても低くなっている。地域と連携した教育活動のより一層の充実を図っていくとともに、地域の課題に目を向ける学習など、発達段階に応じた地域への関心の持ち方を考え、工夫した取組を行っていくことが望まれる。

設問 15「これまで、学校の授業以外で、英語を使う機会がありましたか」については、肯定的な回答が小学生で 49.4%、中学生で 38.2%となっていて、全国平均をそれぞれ 5.0%、3.4%上回っている。英語を使う機会が学校の授業の中に留まらず、自分自身の生活の中にあるということは、英語の学習意欲にもつながっていく。実際の生活場面で活用する想定を学習に取り入れるなどして、実際に使うことを意識した学習を一層進めていくようにしたい。

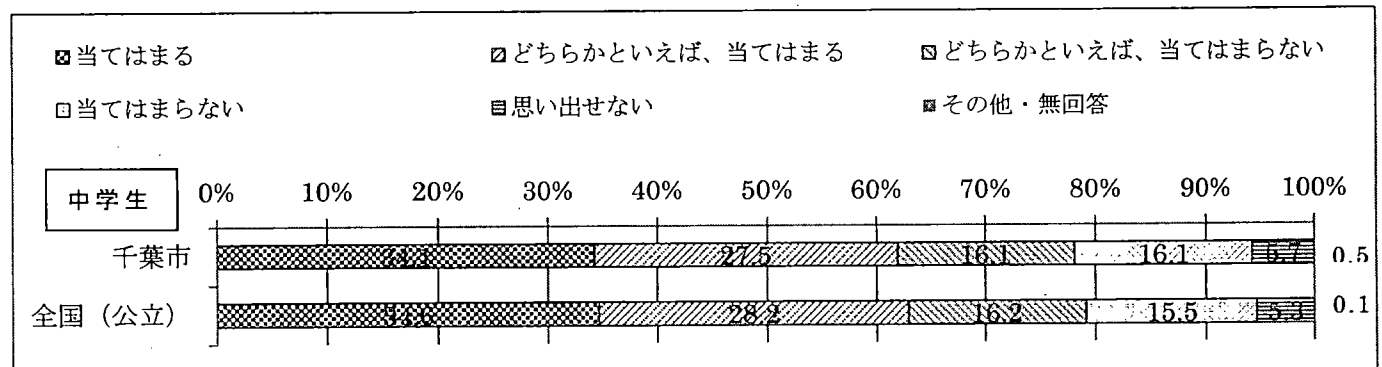
### 〔休校中の学習および生活に関する意識〕

16 新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、勉強について不安を感じましたか。(小 64)(中 64)

※令和元年度に同質問は無いため、( ) の記載なし



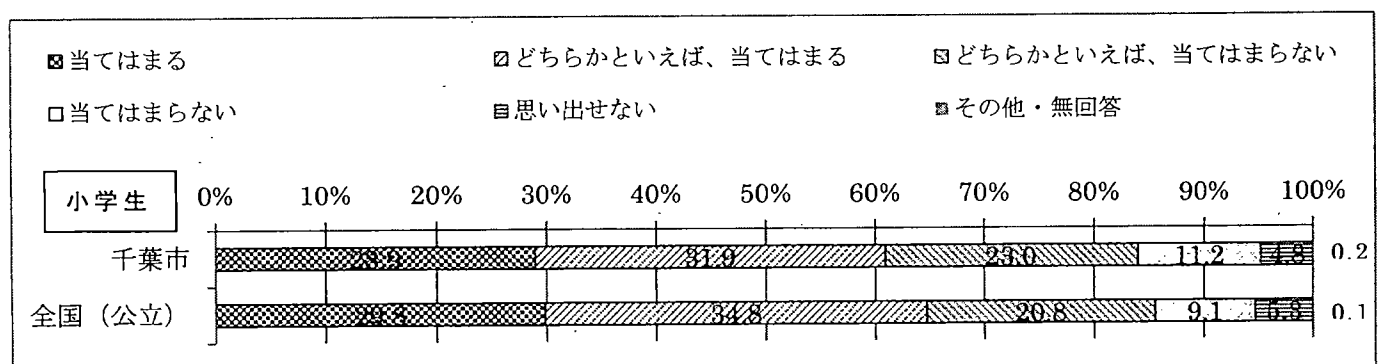
・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→52.4% (全国より 2.8 ポイント低い)



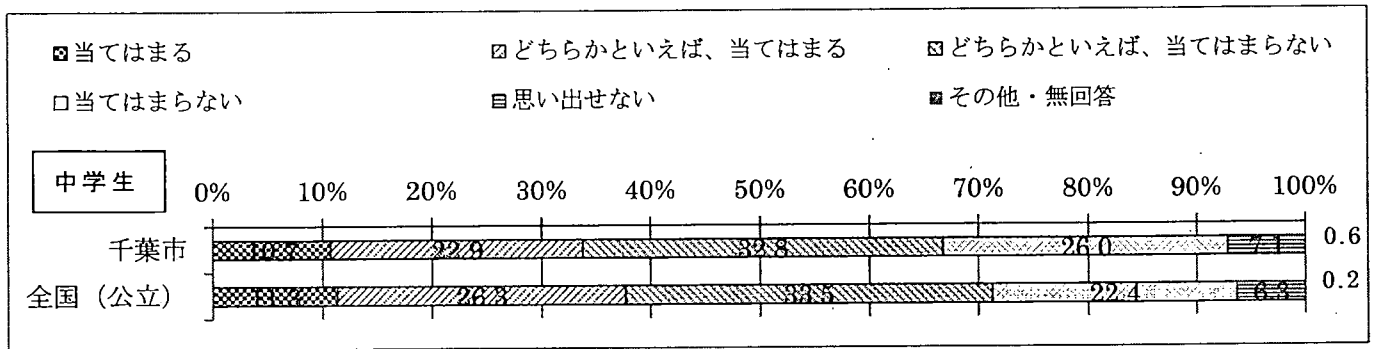
・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→61.6% (全国より 1.2 ポイント低い)

17 新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、計画的に学習を続けることができましたか。(小 65)(中 65)

※令和元年度に同質問は無いため、( ) の記載なし



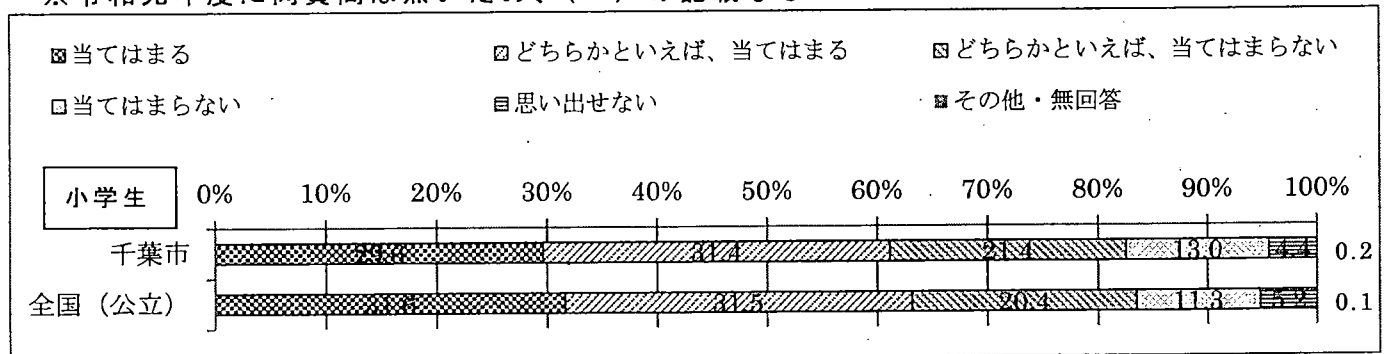
・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→60.8% (全国より 3.8 ポイント低い)



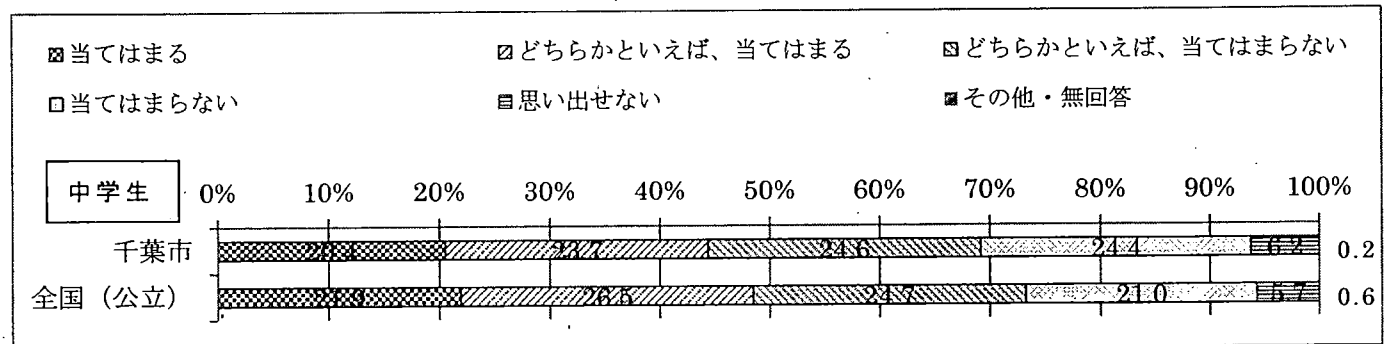
・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→33.6% (全国より4.0ポイント低い)

18 新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、規則正しい生活を送っていましたか。(小66)(中66)

※令和元年度に同質問は無いため、( ) の記載なし



・当てはまる、どちらかといえば当てはまる→61.0% (全国より2.1ポイント低い)



設問16「新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、勉強について不安を感じたか」について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した小学生は52.4%、中学生は61.6%となっていて、中学生の方が受験を意識して学習面での不安を感じたことが予想される。設問17「休校期間中、計画的に学習を続けることができたか」については、設問10「家で、自分で計画を立てて勉強をしているか」と比べて、肯定的に回答した割合が低くなっている。日頃は計画的に学習を進められていても、休校など長期的な休みとなると、計画的に学習を進められなかったことが伺える。設問18「休校期間中、規則正しい生活を送っていましたか」については、肯定的回答が小学生の61.0%に対して中学生は44.1%と低くなっていて、中学生の方が休校期間中の生活リズムを整えることに苦労したことが伺える。これらの調査結果から見ても、休校となることで心理的な不安や生活リズムが崩れることによる身体的影響など、多くの影響が考えられるので、今後休校や学年・学級閉鎖等により学校に登校できないことが生じた際には、オンライン授業の実施などを含め、より一層のきめ細やかなサポート体制を作っておく必要がある。

#### 4 今後の取組

- (1) 児童生徒の確かな学力の定着を図るため、授業改善を推進する。そのために以下のような取組を行う。
  - 市内全小・中学校において、全国及び千葉市学力状況調査の結果等をもとに自校の学力の傾向や課題を把握し、その改善に向けた学力向上アクションプランの見直しを行う。アクションプランは全職員で共有し、検証と改善を重ねながら実践に取り組み、各学校で重点テーマを設定するなどして、次年度以降の学力の向上に生かす。
  - 各教科の改善策や指導のポイントを示した「全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた授業改善に向けて」を作成し、各学校に配付して、校内研究での活用を図る。
  - 資質・能力の三つの柱に基づいた学習評価を的確に行い、指導改善に繋げられるよう学習評価に関する資料を作成、提示し、各学校で活用できるようにする。
  - 教科指導における、1人1台タブレットPCを中心としたICTの効果的な活用の促進を図るために、教職員の研修の充実等を図る。
- (2) 「教育だよりちば」やWebサイト等を通して、家庭学習の大切さや家庭での児童生徒の望ましい生活習慣の在り方、スマートフォン等の正しい活用方法等、また、長期休業や万一の休校期間に備えての家庭内の役割分担やルール確認等について、広く保護者に発信する。
- (3) 教育委員会関係各課と連携し、自己肯定感を育む要素として、コロナ禍においても「どのように工夫したら児童生徒の諸活動（学習活動、学校行事、部活動等）が安全かつ効果的に実施できるか」という視点に立って学校に助言していく。
- (4) 児童生徒が、これまで以上に各教科や領域において、地域の様子を調べたり、地域の方々に関わったりする学習を進めるよう学校に助言する。





「千葉市科学フェスタ2021」報告書 ～これからの私たち～



- 1 日時：令和3年10月 9日(土)・10日(日) 10:00～16:00
- 2 会場：きぼーる1階、3階 7～10階(中央4-5-1) バス駐車場
- 3 出席者：市長、教育長、教育委員(4名)、教育次長、学校教育部長、生涯学習部長
- 3 主な内容

- ・開幕式(9日 9:50～)  
市長挨拶・開幕宣言、実行委員長(館長)挨拶、千葉市科学アドバイザー山崎直子氏ビデオメッセージ  
市総合展覧会「教育長賞」「科学館賞」表彰、「科学館賞」発表会(参加14名)

・主なイベント

ア) 1F きぼーる広場(屋外バス駐車場、7階サイエンスアート広場)

「1F きぼーる広場」【事前申込】VRスポーツ(バドミントン、フェンシング、野球)・お絵描きレーサー

※体験者が見ている風景を、外部モニターでみられるようにしたため、同伴者も楽しんでた。

「屋外バス駐車場」【当日整理券】

電動キックボード・キッズカートで車庫入れに挑戦・自動運転バスを見てみよう!

※大変人気があり、整理券が早々に無くなってしまふほどであった。

「7階サイエンスアート広場」【当日整理券】VR消防士体験

※科学館エントランスに面していたためか、参加できずとも楽しむ姿が見られた。賑わいの創出につながった。

イ) 3F 子ども交流館アリーナ【事前申込】(事前申込定員400名)

「いろいろな科学を楽しみたい」というテーマで様々な実験・実習を行った。

<参加団体(概要)> 全22団体

千葉高校グローバルサイエンス部、NPO法人ちば算数・数学を楽しむ会、NPO法人ちばサイエンスの会、千葉大学国際教養・教育学部三野研究室、NPO法人ハートキッズ・ジャパンなど

<内容例>

立体万華鏡工作、浮沈子づくり、葉脈しおりづくり、ECMOの操作体験、からくり工作など

※家族づれが大変多く、出来上がった万華鏡やしおり、工作物を携えて、うれしそうな表情の子どもたちが印象的であった。

ウ) 7階 科学館企画展示室(入場者数1,163名)【当日参加】

10日「千葉オンリーワン企業と身近な科学」<会社・内容例> 参加5社

会社名	内容
株式会社永光自動車工業	ものづくりって面白い(働くクルマの作り方)
株式会社オーエックスエンジニアリング	パラリンピック選手も使用している競技用車いす

※展示(特に体験)を中心とした構成にし、乗り物などの体験も多かったので人気を博した。千葉の企業PRの場になったと思われる。

エ) 8～10階 科学館各所室【事前申込】

<実験工作講座> (1日39名定員のところ、1日目148名、2日目139名の申込)

夢化学実験隊 「科学探偵 犯人は誰だ?」8階

蔵前理科教室ふしぎ不思議(くらりか)「ポンポン蒸気船」8階

ポリテクセンター千葉 「リニアモーターカーを作ろう」9階

慶應技術士会 「ゴム動力ドローンを作って飛ばす」9階など8団体参加

※リニアモーターカーやドローンの工作は非常に人気が高く、かなりの高倍率での抽選となった。

科学的手法で犯人に迫る実験など、工夫を凝らした実験が多かった。

4 入場者数 ※R元 台風による中止 H29 13,600名

1日目2,058名 2日目4,006名 計6,064名 昨年の1.5倍(昨年 総数4,081名)



議案第49号

令和3年度末及び令和4年度公立学校教職員人事異動方針について

令和3年度末及び令和4年度公立学校教職員人事異動方針について、次のおり定めるものとする。

令和3年11月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

# 令和3年度末及び令和4年度公立学校教職員人事異動方針

千葉市教育委員会

令和3年度末及び令和4年度における公立学校教職員の人事異動は、本市教育の一層の振興を図るため、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、市民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりの推進に資するよう、次の方針によって行う。

※教職員：学校に勤務する正規職員から技能労務職員を除いた者

## 第1 一般方針

- 1 心身ともに優れた人材の確保、教職員の資質の向上を図るとともに、教育効果を高め、調和的な学校運営が行われるように適材適所の人事を推進し、教職員構成の適正化に努める。
- 2 学校間の教職員の過不足を調整し、学校種別の特性に即応する教育体制を強化するため、全市的な視野に立って広域にわたる計画的な人事を積極的に推進する。
- 3 学校運営の充実・刷新を図るため、管理と指導に優れた適任者の管理職への登用及び配置に努める。
- 4 障害のある教職員については、十分に配慮した人事配置に努める。
- 5 千葉県内市町村及び県立学校との交流については、千葉県教育委員会と協議のもと実施する。

## 第2 実施要項

- 1 適正配置について
  - (1) 本市教育の課題解決をめざす立場から、意欲溢れた適任者の配置に努める。
  - (2) 教科指導及び生徒指導の一層の充実を期するため、小・中学校間、小・中学校と特別支援学校間の積極的な配置換えを行う。特に、小学校での教科指導や生徒指導の充実を図るため、中学校教員の小学校への計画交流をより積極的に行う。
  - (3) 特別支援教育の振興を図るため、意欲溢れた適任者の配置に努める。
  - (4) 市立稲毛国際中等教育学校の教育の振興を図るため、意欲溢れた適任者の配置に努める。
  - (5) 次の者については、強力に配置換えを行う。
    - ア 同一の学校又は同一の区に永年勤続する者
    - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
    - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
  - (6) 市立高等学校については、県教育委員会の「公立高等学校職員人事異動実施細目」に準じ、適正配置に努める。

- (7) 教職員としての適格性に乏しく、勤務実績の上がらない者等勤務に支障のある者については、降任又は退職を積極的に求める。
- (8) 学校組織の一層の充実を図り、円滑な運営に資するため、主幹教諭を配置する。
- (9) 指導が不適切である教員については、「教育公務員特例法第25条の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手続き等に関する規則」に定めるところにより、積極的に対応する。

## 2 広域人事について

- (1) 小・中・特別支援学校における教職員構成の不均衡を是正し、人材の育成を図るため、県内市町村立学校及び県立特別支援学校と、他の人事異動及び新規採用に優先して計画的に人事交流を行う。
- (2) 市立高等学校については、年齢構成上の不均衡及び同一校勤務の長期化等を是正し、教職員構成の適正化を図るため、千葉市立高等学校以外との人事交流を推進する。また、中・高との連携についても配慮する。

## 3 管理職への登用等について

- (1) 大幅交替期を踏まえ、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績等をより一層重視し、全市的な視野に立って適任者の登用に努める。
- (2) 教頭の登用（選考）は、原則として相異なる地域（A・B・C）の学校に勤務した経験を有することを要件とする。
- (3) 原則として、同一校昇任は行わない。
- (4) 多様性の推進の観点から、女性管理職を積極的に登用する。
- (5) 管理職の希望による降任を認める。

## 4 主幹教諭への登用等について

- (1) 教員としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、全市的視野に立って適任者の登用に努める。
- (2) 主幹教諭の希望による降任を認める。

## 5 新規採用職員の配置について

- (1) 児童生徒数の変動等を見通しながら、教職員採用の調整を行う。
- (2) 新規採用教職員の配置は、学校間の均衡を考慮して、全市的な視野に立って計画的に行う。

## 6 再任用教職員について

- (1) 「千葉市職員の再任用に関する条例」の定めるところにより、意欲と能力のある人材を再任用する。
- (2) 配置については、学校及び地域の実情等を踏まえて、計画的に行う。

~~~~~

## 議 案 説 明

令和3年度末及び令和4年度公立学校教職員人事異動方針を定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定により議決を求めるものであります。

議案第50号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するよう市長に申し出るものとする。

令和3年11月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

| 施設の名称  | 指定管理者                                                                                                                         | 指定期間                      |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 千葉市科学館 | コングレ・東急コミュニティー共同事業体<br>大阪府中央区淡路町三丁目6番13号<br>株式会社コングレ<br>代表取締役社長 武内紀子<br><br>東京都世田谷区用賀四丁目10番1号<br>株式会社東急コミュニティー<br>代表取締役 雑賀 克英 | 令和4年4月1日から<br>令和9年3月31日まで |

~~~~~

議 案 説 明

千葉市科学館の指定管理者を指定することについて、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。



議案第51号

令和3年度補正予算について（12月補正）

令和3年度補正予算を定めることについて、次のとおり市長に申し出るものとする。

令和3年11月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

**令和3年度補正予算について(12月補正)**  
**(東京2020パラリンピック競技大会観戦中止に係る減額補正)**

教育総務部 企画課

**1 補正理由**

「学校連携観戦プログラム」により東京2020パラリンピック競技大会を観戦するために借り上げたバスについて、観戦中止等に伴い一部をキャンセルしたため、減額補正を行う。

**2 補正予算額**                   ▲ 34,781 千円

[ 【財源】                   一般財源                   ▲ 34,781千円 ]

**3 補正予算の内容**

(単位:千円)

予算額 ①	当初契約額	支払金額 ②	内訳		減額補正 ②-①
			バス使用料	キャンセル料	
			60,648	48,057	

**【参考】**

**(1)バス台数**

観戦日	観戦実施			観戦中止				計
	8/25	8/26	8/27	8/31	9/1	9/2	9/3	
契約台数	45台	45台	106台	148台	103台	72台	78台	597台
使用台数	45台	44台	98台	0台	0台	0台	0台	187台
キャンセル台数	0台	1台	8台	148台	103台	72台	78台	410台

※8/26、8/27のキャンセルは参加生徒数の減少によるもの

**(2)キャンセル料の規定**

配車日の7日前から配車日時の24時間前まで     …     契約金額の30%以内の額  
 配車日時の24時間前以降                             …     契約金額の50%以内の額

令和3年度補正予算について(12月補正)  
(学校施設の各種改修等)

教育総務部 学校施設課

1 上水道設備改修

【債務負担行為の設定】

ア 補正理由

令和4年度実施予定の上水道設備改修工事については、夏休み期間に集中して作業を行わなければならないため、入札不調等契約手続きに時間を要した場合でも、適正な工期が確保できるよう、本年度内に前倒しで契約する必要があることから、債務負担行為を設定する。

イ 補正内容

事 項	期 間	限 度 額	内 容
上水道設備改修	令和4年度	176,000千円	・小学校3校(小中台南小、 花見川第三小、花見川小) ・中学校2校(草野中、泉谷中)

<予 定>

令和3年度 上水道設備改修工事契約締結

令和4年度 // 工事着手～完了

2 中等教育学校整備

【債務負担行為の設定】

ア 補正理由

中等教育学校移行に伴う市立稲毛高等学校及び市立稲毛附属中学校の大規模改造実施設計等について、本年度内に前倒しで契約を行うことにより、必要な工期を確保するため、債務負担行為を設定する。

イ 補正内容

事 項	限 度 額	内 容
中等教育学校整備	86,000千円	・大規模改造実施設計 ・エレベータ設置に係る土質調査

<予 定>

令和3年度 大規模改造実施設計等契約締結

令和4年度 // 実施設計等着手～完了

令和5年度～令和7年度 // 工事着手～完了

### 3 エレベータ設置

#### (1)【債務負担行為の設定】

##### ア 補正理由

エレベータ設置工事に係る実施設計、土質調査等業務について、本年度内に前倒しで契約を行うことにより、施工時期の平準化を図り、入札の不調・不落対策を講じるため、債務負担行為を設定する。

##### イ 補正内容

事項	限度額	内容
エレベータ設置実施設計	65,000千円	・小学校5校 (椎名小、平山小、草野小、高洲第三小、西の谷小)

##### <予定>

令和3年度 エレベータ設置実施設計契約締結  
 令和4年度 // 実施設計着手～完了  
 令和5年度 // 工事着手～完了

#### (2)【国庫補助金の追加交付決定への対応】

##### ア 補正理由

国庫補助金の追加交付決定に伴い、エレベータ設置に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となることから、併せて繰越明許費を追加する。

イ 補正予算額	487,183千円	※全額繰越明許費
	【財源】	
	国費	82,515千円
	市債	399,000千円
	一般財源	5,668千円

##### ウ 補正内容

業務内容	予算額	対象校
エレベータ設置工事	487,183千円	・小学校5校 寒川小、若松小、大森小、長作小、上の台小 ・中学校1校 稲浜中

#### 4 校庭整備

##### 【国庫補助金の追加交付決定への対応】

##### ア 補正理由

国庫補助金の追加交付決定に伴い、校庭整備に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となることから、併せて繰越明許費を追加する。

イ 補正予算額	168,000千円	※全額繰越明許費
	【財源】 国 費	20,000千円
	市 債	148,000千円

##### ウ 補正内容

業務内容	予算額	対象校
校庭整備	168,000千円	・中学校1校 天戸中

#### 5 学校施設の環境整備

##### (1)【債務負担行為の設定】

##### ア 補正理由

トイレ改修及び外壁改修工事に係る実施設計について、本年度中に発注し、前倒して契約できるよう債務負担行為を設定することで、実施設計完了後の工事の発注や施工時期の平準化及び事業の円滑な執行を図る。

##### イ 補正内容

事項	期間	限度額	内容
トイレ改修実施設計	令和4年度	96,000千円	・小学校11校 本町小、椎名小、高洲第三小、 西の谷小、小谷小、大椎小、有吉小、 打瀬小、金沢小、扇田小、瑞穂小 ・中学校2校 打瀬中、有吉中
外壁改修実施設計		89,000千円	・小学校8校 本町小、小谷小、大椎小、有吉小、 打瀬小、金沢小、扇田小、瑞穂小 ・中学校2校 打瀬中、有吉中
合計		185,000千円	

##### <予定>

令和3年度 実施設計の発注

令和4年度 実施設計の着手～完了

改修工事の発注

## (2) 【学校施設環境改善交付金の返還】

### ア 補正理由

令和元年度施行の会計検査院会計実地検査の結果、文部科学省より「学校施設環境改善交付金」の交付を受け、平成29・30年度に実施したトイレ改修工事において、交付対象面積の算定誤りによる交付金の過大交付が判明した。このため、令和3年度中に超過交付額を返還する必要があるため、必要な額を措置する。

### イ 補正予算額

40,127千円

【財源】 一般財源 40,127千円

### ウ 補正内容

小学校		中学校		返還額の 合計
対象校数	返還額	対象校数	返還額	
18	26,791	7	13,336	40,127

(単位:千円)

### <予定>

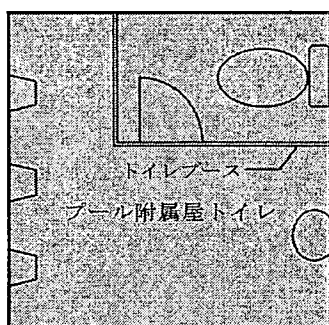
令和4年1月 千葉県より超過交付額の返還命令が発出

〃 2月 市から千葉県へ交付金を返還(国へは千葉県から返還)

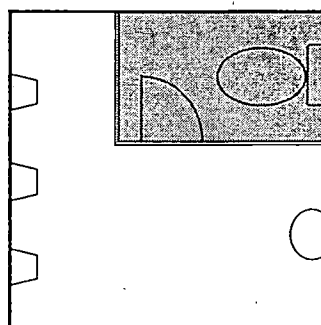
### <参考>算定誤りの内容

プール附属屋等のトイレは、交付対象面積をトイレの部屋全体で計上していたが、工事内容は便器やトイレブースの交換といった部分的な改修に留まるものであり、全体的な改修は実施していなかった。しかし、交付対象面積は、「工事を実施する部分の床面積」であり、当該対象面積はトイレブースで囲まれた部分となるため、それ以外の部分の面積が過大交付となった。

### <イメージ(男子トイレ)>



【修正前】部屋全体で計上



【修正後】トイレブースで囲まれた部分で計上

**令和3年度補正予算について(12月補正)**  
**(情報教育推進事業(高等学校及び特別支援学校高等部**  
**GIGAスクール構想の実現))**

学校教育部 教育改革推進課  
 学校教育部 教育支援課

**1 補正理由**

文部科学省から令和3年3月12日付け「GIGA スクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ等のICT 環境整備の促進について(通知)」が示され、高等学校段階においても1人1台端末環境が求められているとともに、国の令和2年度第3次補正予算において「高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備」に161億円が計上されたところである。

これらの措置を受け、本市でも高等学校の生徒1人1台端末環境を実現することを計画し、それに伴い必要な整備を実施するものである。

**2 補正予算額** 55,018 千円

【財源】 国費	9,225 千円
一般財源	45,793 千円

**3 補正予算の内容**

(1)整備方針

- ア 費用負担 保護者負担を基本
- イ 端末形態 高校の実情に応じスマートフォンや持運び可能なパソコンを利用
- ウ 開始時期 令和4年度から開始

(2)内訳

項目	令和3年度費用	備考
①低所得世帯用端末整備	52,928 千円	債務負担①
②電源キャビネット設置	2,090 千円	
③教員用端末設定変更	0 千円	令和4年度当初
④高校及び特別支援学校高等部 BYODネットワーク整備	0 千円	債務負担②
⑤附属中学校回線増強及びクラス増加対応	0 千円	債務負担②
合計	55,018 千円	

※BYOD(Bring Your Own Device)・・・生徒が保有する端末を学校の授業などで使用すること

**4 債務負担行為の設定**

No.	事業名	期間	限度額	内容
①	高等学校及び特別支援学校高等部 GIGAスクール端末運用管理事業	令和4年度～ 令和7年度	7,612千円	端末の運用管理に係る経費
②	高等学校及び特別支援学校高等部 GIGAスクールネットワーク運用管理事業	令和4年度～ 令和6年度	156,258千円	ネットワークの運用管理に係る経費

## 令和3年度補正予算について（12月補正） （千葉市科学館施設管理運営）

生涯学習部 生涯学習振興課

### 1 補正理由

指定管理者の指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対しての委託料の支払いが確実に見込まれるため債務負担行為を設定する。

※ 平成22年12月28日付総務省通知「指定管理者制度の運用について」（抜粋）

「指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支払うことが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。」

### 2 補正予算の内容

(1) 期 間 令和4年度から令和8年度まで（5年間）

(2) 限 度 額 1,985,865千円（前回との比較 △9,515千円）

### 3 施設概要

【名称】	千葉市科学館
【所在地】	千葉市中央区中央4丁目5番1号
【敷地面積】	7,122.28㎡（バス駐車場508.15㎡）
【延べ面積】	全体(商業棟含む)：50,755.09㎡ うち科学館：13,066.28㎡（共用部分4,615.92㎡含む）
【構造】	鉄筋鉄骨コンクリート造（地下1階・地上15階・塔屋1階建）
【供用開始】	平成19年10月20日
【指定管理者】	コングレ・東急コミュニティー共同事業体



~~~~~

## 議 案 説 明

令和3年度補正予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。



議案第52号

千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し出るものとする。

令和3年11月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市条例第 号

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 千葉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年千葉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

~~~~~

#### 議 案 説 明

人事委員会の勧告に基づき、教育職等の職員の給与を改定するため、千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。

令和3年11月17日

令和3年千葉市教育委員会会議第11回定例会

[参考資料]

議案第50号関係……………	1
議案第52号関係……………	11

## 指定管理者の指定について（千葉市科学館）

### 1 施設の名称及び所在地

- (1) 名称 千葉市科学館
- (2) 所在地 千葉市中央区中央4丁目5番1号

### 2 指定管理者の名称等

- (1) 名称 コングレ・東急コミュニティー共同事業体
- (2) 代表団体
  - ア 名称 株式会社コングレ
  - イ 所在地 大阪府中央区淡路町三丁目6番13号
  - ウ 代表者 代表取締役社長 武内紀子
- (3) その他の構成団体
  - ア 名称 株式会社東急コミュニティー
  - イ 所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
  - ウ 代表者 代表取締役 雑賀 克英

### 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 申請者数及び名称等

- (1) 申請者数 1団体
- (2) 申請者 コングレ・東急コミュニティー共同事業体  
(構成団体)

名称	所在地
株式会社コングレ	大阪府中央区淡路町三丁目6番13号
株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

### 5 選定経過

- 令和3年 7月14日 第1回教育委員会指定管理者選定評価委員会開催
- 令和3年 8月 2日 募集要項・管理運営の基準等を公表
- 令和3年 9月 2日～8日 申請書受付
- 令和3年10月13日 第3回教育委員会指定管理者選定評価委員会開催
- 令和3年10月29日 教育委員会指定管理者選定評価委員会の答申を受理
- 令和3年11月上旬 選定結果通知
- 令和3年11月中旬 指定管理予定候補者と仮協定締結

## 6 選定理由

千葉県教育委員会指定管理者選定評価委員会において、千葉県科学館設置管理条例第12条第4項に定める審査基準に基づき、「市民の平等な利用を確保するものであること」、「施設の管理を安定して行う能力を有すること」、「施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと」、「施設の効用を最大限発揮するものであること」、「施設の管理に要する経費を縮減するものであること」及び「その他教育委員会が定める基準」の6項目の視点から総合的に評価が行われた。

その結果、項目7のとおり選定評価委員会の答申が出されたことから、当該答申の内容を踏まえ、指定管理予定候補者を選定した。

## 7 指定管理者選定評価委員会の答申の概要・審査結果

### (1) 指定管理予定候補者とすべき者

コングレ・東急コミュニティー共同事業体

### (2) 指定管理予定候補者の選定理由

ア 提案内容が募集要項及び管理運営の基準等の水準を満たしていると認められること。

イ 来館を楽しんでもらうために、館内の雰囲気づくりに工夫がなされていること。

ウ オンラインコンテンツやデジタルツールの導入を積極的に進めていく一方、オンライン等を苦手とする方への配慮もなされていること。

#### 【意見等】

ア 子どもだけでなく、大人も楽しめる科学館を目指していただきたい。

イ メンバー会員特典の施策を企画し、会員数の増加に努めていただきたい。

ウ スタッフの健康管理や館内の消毒、来館者の検温等を実施するとともに、3密を避ける対策も講じ、感染症拡大の予防を徹底していただきたい。

## 8 教育委員会指定管理者選定評価委員会委員構成

氏名	役職	備考
粟屋 仁美	敬愛大学経済学部教授	
伊藤 孝明	公認会計士	
近藤 葉子	元社会教育委員	会長
中野 智輔	弁護士	
宮野 モモ子	元放送大学千葉学習センター長	副会長

## 9 指定管理者の概要

### (1) 各構成団体の概要

構成団体	設立時期	資本金	従業員数	主な事業内容
株式会社コングレ	平成2年 6月25日	99,000千円	553人	コンベンションの企画運営業務、調査・コンサルティング業務、指定管理者事業
株式会社東急コミュニティ	昭和45年 4月8日	1,653,800千円	7,767人	ビルマネジメント事業、マンションライフサポート事業、リフォーム事業、

### (2) 当該施設の管理実績

別紙1のとおり

### (3) 指定管理者総合評価シート

別紙2のとおり

### (4) その他の主な施設管理の実績

<株式会社コングレ>

#### 【公の管理施設 科学館類似施設】

横浜こども科学館(指定管理)、新潟県立自然科学館(指定管理)、神戸市立青少年科学館(指定管理)、名古屋国際会議場(指定管理)、山梨県立科学館(指定管理)

#### 【美術館・博物館】

森ビルデジタルアートミュージアム(エプソンチームラボボーダレス)、豊田市美術館、MIRAIZA OSAKA-JO

#### 【水族館】

すみだ水族館、京都水族館、名古屋港水族館、アクア・トトぎふ

<株式会社東急コミュニティー>

#### 【公の管理施設 科学館類似施設】

横浜市青葉区民文化センター(指定管理)、港区立郷土歴史館等複合施設(指定管理)、八王子市子ども科学館(業務委託)、ソフィア堺(指定管理)、北本市文化センター(指定管理)、港区立みなと科学館(指定管理)、中央区立郷土天文館(業務委託)、世田谷区立教育センター大和田(業務委託)、川崎市民プラザ(指定管理)、狭山市立博物館(指定管理)



## コングレ・東急コミュニティー共同事業体による千葉市科学館の管理実績(平成29年度～令和3年度)

年度	施設利用者数	利用者からの要望・意見	改善点等	指定管理者による自己評価	市による評価
H29	435,113人	①科学館内のプラネタリウムへの案内表示が目立たない。 ②停止中、調整中の展示物が多い。	①案内表示の文字を大きく目立つようにし改善し、案内表示の設置場所を見直した。 ②展示物の不具合発生時には、専門スタッフにより迅速に修繕をおこなった。	【評価】B 【所見】 ①開館以来、最高の利用者数を記録。特に、夏の企画展「昆虫展」とプラネタリウム番組「ドラえもん」が人気が高かった。 ②近隣組織やアウトリーチ活動等、職員がさらに発展するための取組を行った。	【評価】C 【所見】 ①概ね市が指定管理者に求める水準に即した管理運営が行われた。 ②科学フェスタで中学生のブース出展や、高校生のイベント司会など新しい試みに挑戦した。
H30	484,671人	①混雑日の休憩場所が少ない。 ②停止中、調整中の展示物が多い。	①利用者の安全や観覧導線を考慮し、7～8階に休憩用の椅子を増設した。 ②展示物の不具合発生時には、専門スタッフにより迅速に修繕をおこなった。	【評価】B 【所見】 ①平成29年度を超え、過去最高の年間利用者数を記録。特にゴールデンウィーク企画展「わくわく恐竜ランド」、夏の企画展「ミラマジック」が人気を博した。 ②土日講座、サマースクール等、教育事業を充実させ、確実に計画を達成した。	【評価】C 【所見】 ①概ね市が指定管理者に求める水準に即した管理運営が行われた。 ②教育普及事業に力を入れ、リピーターづくりに寄与した。特に大人が楽しむ科学講座は予定回数、想定参加人数を大幅に超えるものになった。
R元	394,974人	①エレベータ内が暗く、階数表示が読みにくい。コインロッカーが返却式だとわからなかった。 ②停止中、調整中の展示物が多い。	①視認性の高い表示を追加した。 ②展示物の不具合発生時には、専門スタッフにより迅速に修繕をおこなった。また、同年度内でサポートが終了するPCを計画的に更新し、展示物が適切に稼動する環境整備を図った。	【評価】B 【所見】 ①文化庁助成事業等の外部資金を活用して多様な外部機関との連携による科学館活動の広がりを実現した。 ②1月には来館者500万人目の記念式典も行ったが、台風による科学フェスタ2019の中止や新型コロナウイルスの感染拡大による休館や営業時間の制限は、活動に大きな支障をきたした。	【評価】C 【所見】 ①予期せぬ新型コロナウイルスの感染拡大による休館や営業時間の短縮が入館者数に大きく影響を及ぼした。しかしながら、企画展等の新しい試みによる入館者の増加もあった。 ②教育普及事業は提案通りに実施され、大人が楽しむ科学等の講座は人気を博した。
R2	150,874人	①プラネタリウムが満席で入れなかった。オンラインで予約できるか、残席状況が確認できるようにしてほしい。 ②お土産に千葉市科学館のオリジナル商品を買いたい。	①オンライン予約はメンバー会員特典で以前から可能だが、会員以外の一般利用者がプラネタリウムの残席状況がわかるようにプラネタリウム専用Twitterアカウントを開設し、館ホームページからも残席有無が確認できるよう改善した。 ②以前から販売していた展示と連動した「箱入り娘」に加え、新たに館オリジナルデザインのトートバッグや館内で実施した工作キットをカプセルに入れたガチャ商品を開発した。	【評価】B 【所見】 ①年間を通して新型コロナウイルス感染対策が運営の最優先となった。その中でも科学フェスタ2020は感染対策を取りながら実施できた。 ②アウトリーチ活動とオンライン配信に注力した。市内小学校への出前事業を大幅に増加し、来館できない方々にも科学に触れる機会を提供した。	【評価】C 【所見】 ①新型コロナウイルスの感染拡大を受け、あらゆる計画の見直しと中止を余儀なくされた。その中でもオンラインを活用した各種コンテンツを工夫し、継続的に配信出来た。 ②市内各小学校に出向いて行う「おもしろ教室」は引き合いが多く、延べ61校で実施できた。 ※総括評価は評価基準に基づき実施しているが、今年度は数値目標を大幅に下回ることから、D以下の低評価になってしまう。そこで感染対策を徹底しつつ、企業努力により可能な限り運営できたと認められるので評価を「C」とした。

## 指定管理者総合評価シート

(評価対象期間 平成29年4月1日～令和3年3月31日)

## 1 基本情報

施設名称	千葉市科学館
条例上の設置目的	千葉市科学館設置管理条例(平成18年千葉市条例第44号) 第1条 本市は、科学に関する知識の普及及び啓発並びに青少年の想像力のかん養を図り、市民文化の発展に寄与するため、千葉市科学館を設置する。
ビジョン (施設の目的・目指すべき方向性)	千葉市科学館は、千葉市科学都市戦略の基本理念「子どもから大人まで、すべての市民が日常生活の中で科学・技術を身近に感じることができる、科学都市を創造する」に基づき、市民が、科学・技術に触れ合い、ライフスタイルに科学が浸透する機会を提供する生涯学習施設としての役割を担っている。また、千葉市科学館のコンセプトは、「参加体験型の科学館」と、人から人へのコミュニケーションを大切にした「人が主役となる科学館」である。
ミッション (施設の社会的使命や役割)	・幅広い年齢層の市民を対象に、科学に関する知識の普及及び啓発に寄与すること ・学校教育と連携して、青少年の想像力のかん養を図り、科学や技術に対する興味関心を高めること
制度導入により見込まれる効果	市民サービスの向上を図るとともに、生涯学習施設として学校教育支援を充実させることや、さらに多くの市民に本施設を利用してもらうという効果を見込んでいる。
指定管理者名	コングレ・東急コミュニティー共同事業体
構成団体 (共同事業体の場合)	株式会社コングレ
	株式会社東急コミュニティー
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日(5年)
所管課	千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

## 2 成果指標等の推移

(1) 入館者数(成果指標1) ※千葉市目標値400,000人

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	平均
実績値(人)	435,113	484,671	394,974	150,874	366,408
数値目標※(人)	425,500	455,500	474,900	511,700	466,900
達成率(%)	102.3	106.4	83.2	29.5	78.5

(2) 利用者アンケートにおける利用者満足度(成果指標2)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	平均
実績値(%)	97.5	96.8	96.1	98.3	97.2
数値目標※(%)	98(97)	98(97)	98(97)	98(97)	98.0
達成率(%)	99.5	98.8	98.1	100.3	99.2

(3) 市内小学校団体利用の割合 (成果指標3)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	平均
実績値 (%)	99.1	100.0	99.1	41.8	85.0
数値目標※ (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
達成率 (%)	99.1	100.0	99.1	41.8	85.0

(4) 成果指標以外の利用状況を示す指標

指 標	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	平均
プラネタリウム稼働率 (%)	33.4	30.6	27.4	43.5	33.7

※ 数値目標は選定時に設定した数値であり、市設定の数値を上回る目標を指定管理者が設定している場合、市設定の数値は括弧書きで表している。

3 収支状況の推移

(単位：千円)

			H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計
必須業務	指定管理料	実績	376,233	404,215	405,900	420,536	1,606,884
		計画	376,233	404,215	403,498	399,100	1,583,046
	利用料金	実績	59,594	70,935	53,774	21,216	205,519
		計画	65,017	70,693	75,700	79,116	290,526
	その他	実績	22,751	28,171	21,849	12,272	85,043
		計画	29,246	34,560	35,882	37,000	136,688
	合 計	実績	458,578	503,321	481,523	454,024	1,897,446
		計画	470,496	509,468	515,080	515,216	2,010,260
	支 出	実績	455,425	500,248	476,527	446,487	1,878,687
		計画	470,496	509,468	515,080	498,106	1,993,150
収 支	実績	3,153	3,073	4,996	7,537	18,759	
自主事業	収 入	実績	2,338	2,812	2,048	1,108	8,306
		計画			0	0	0
	支 出	実績	1,832	1,929	1,709	316	5,786
		計画	0	0	0	0	0
収 支	実績	506	883	339	792	2,520	
総収入	実績	460,916	506,133	483,571	455,132	1,905,752	
総支出	実績	457,257	502,177	478,236	446,803	1,884,473	
総収支	実績	3,659	3,956	5,335	8,329	21,279	
利益の還元額	実績						
利益還元の内容							

4 管理運営状況の総合評価

評価項目	評価	評価の具体的内容・理由
1 成果指標の目標達成	C	入館者数や、市内小学校の団体利用率については、令和元年度・2年度とコロナ対策による休館等があったので、一概に比較はできないが、おおむね計画通りの実績・成果が認められた。
2 市の施設管理経費縮減への寄与	C	全体の支出額は減額されているが、令和2年度は休館等の影響によって、利用料金の不足による指定管理料の補填があり、指定管理料が増額された。
3 市民の平等利用の確保・施設の適正管理	C	台風の接近時やきばーの停電時には職員が適切な対応を行った。コロナウイルス感染拡大時にはの感染対策を十分に行い、利用者や講師の安全確保を考慮して運営を行った。
4 施設管理能力		
(1) 人的組織体制の充実	C	提案書どおり職員を配置した。コロナ禍においては、専門知識を有する講師を招き、職員向け研修会を実施することができた。
(2) 施設の維持管理業務	C	LED化を進め、省電力を図った。展示機器の不具合や老朽化に対してはきめ細やかな対応をし、心地よい展示環境を保つことができた。新型コロナウイルス対策として、展示室内の清掃・消毒を強化した。
5 施設の効用の発揮		
(1) 幅広い施設利用の確保	C	イベント開催時には、利用料金免除を行い、科学の拠点としての役割を果たそうとした。館外の事業にも積極的に参加し、館の広報に努め、初回利用者の来館を促進した。
(2) 利用者サービスの充実	C	アンケート等を生かし、利用者のニーズに答えた。
(3) 施設における事業の実施	B	助成金を活用して、展示に生かすことができた。
6 その他 (市内業者の育成、市内雇用の配慮、障害者雇用の確保、施設職員の雇用の安定化への配慮)	C	障害者を引き続き雇用した。臨時休館中も職員に休業手当を支給し、雇用の安定に努めた。

総合評価	C
------	---

【評価の内容】

- A：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待を大きく上回る、特に優れた管理運営が行われていた。
- B：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待を上回る、優れた管理運営が行われていた。
- C：概ね事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待どおりに管理運営が行われていた。
- D：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待に満たない管理運営が行われていた。
- E：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待に、大きく満たない管理運営が行われていた。

## 5 総合評価を踏まえた検討

### (1) 指定管理者制度導入効果の検証

	当初の見込みを上回る効果が達成できた。
○	当初見込んでいた効果が概ね達成できた。
	当初見込んでいた効果は達成できなかった。

### (上記判断の理由や具体的内容・達成できなかった場合の原因)

指定期間の前半における入館者数の増加は、企画展の工夫などによる運営のたまものである。またプラネタリウムでも、恐竜やアニメなどのコンテンツを積極的に取り入れることで集客数を増やすことに成功した。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大による展示・イベントの中止、営業時間の短縮などは運営に大きな打撃であった。その中でも、小学校の出前授業等の実施数を増やしたり、オンラインを活用して家庭などでも気軽に楽しめる機会を提供することができた。

### (2) 指定管理者制度運用における課題・問題点

人的組織体制として、雇用人数が契約に満たない場合の、評価の方法を確立する必要がある。またその場合給与の返済をどうするかも規定しておく必要がある。

### (3) 指定管理者制度継続の検討

○	指定管理者制度を継続する。
	施設管理手法の見直しを検討する。
	既に施設管理手法の見直しを決定している。

### (4) 千葉県教育委員会指定管理者選定評価委員会の意見

--

令和3年10月29日

千葉市教育委員会 様

千葉市教育委員会

指定管理者選定評価委員会会長 近藤 葉子

指定管理予定候補者の選定について（答申）

令和3年6月17日付け3千教総第145号による諮問のうち、標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1. 千葉市科学館（議決日 令和3年10月13日）

(1) 指定管理予定候補者とすべき者

コングレ・東急コミュニティー共同事業体

(2) 選定理由及び意見

ア 選定理由

(ア) 提案内容が募集要項及び管理運営の基準等の水準を満たしていることと認められること。

(イ) 来館を楽しんでもらうために、館内の雰囲気づくりに工夫がなされていること。

(ウ) オンラインコンテンツやデジタルツールの導入を積極的に進めていく一方、オンライン等を苦手とする方への配慮もなされていること。

イ 意見等

(ア) 子どもだけでなく、大人も楽しめる科学館を目指していただきたい。

(イ) メンバー会員特典の施策を企画し、会員数の増加に努めていただきたい。

(ウ) スタッフの健康管理や館内の消毒、来館者の検温等を実施するとともに、3密を避ける対策も講じ、感染症拡大の予防を徹底していただきたい。

以上





## 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

教育総務部教育給与課

### 1 改正趣旨

本年10月の千葉市人事委員会の勧告に基づき、一般職の常勤職員の期末手当を引き下げるほか、特別職の職員及び会計年度任用職員の期末手当について引き下げる改正を行うよう、市長に申し出るもの

### 2 改正内容

#### (1) 一般職の常勤職員の期末手当の引下げ

令和3年12月期以降の期末手当の支給月数を0.15月分（再任用職員及び特定任期付職員は0.1月分）引き下げる。

定年前の職員 年間支給月数 4.45月→4.30月

		一般の職員			管理職員		
		令和3年度		令和4年度	令和3年度		令和4年度
		改正前	改正後		改正前	改正後	
6月期	期末手当	1.275月	1.275月	1.2月	1.075月	1.075月	1.0月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	0.95月	1.15月	1.15月	1.15月
小計		2.225月	2.225月	2.15月	2.225月	2.225月	2.15月
12月期	期末手当	1.275月	1.125月	1.2月	1.075月	0.925月	1.0月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	0.95月	1.15月	1.15月	1.15月
小計		2.25月	2.075月	2.15月	2.225月	2.075月	2.15月
合計		4.45月	4.3月	4.3月	4.45月	4.3月	4.3月

再任用職員 年間支給月数 2.35月→2.25月

		一般の職員			管理職員		
		令和3年度		令和4年度	令和3年度		令和4年度
		改正前	改正後		改正前	改正後	
6月期	期末手当	0.725月	0.725月	0.675月	0.625月	0.625月	0.575月
	勤勉手当	0.45月	0.45月	0.45月	0.55月	0.55月	0.55月
小計		1.175月	1.175月	1.125月	1.175月	1.175月	1.125月
12月期	期末手当	0.725月	0.625月	0.675月	0.625月	0.525月	0.575月
	勤勉手当	0.45月	0.45月	0.45月	0.55月	0.55月	0.55月
小計		1.175月	1.075月	1.125月	1.175月	1.075月	1.125月
合計		2.35月	2.25月	2.25月	2.35月	2.25月	2.25月

※ 短時間勤務職員も含む。



特定任期付職員（年間支給月数 3.35月→3.25月）

		令和3年度		令和4年度
		改正前	改正後	
6月期	期末手当	1.675月	1.675月	1.625月
12月期	期末手当	1.675月	1.575月	1.625月
合計		3.35月	3.25月	3.25月

(2) 特別職の期末手当の引下げ

令和3年12月期以降の期末手当の支給月数を0.15月分引き下げる。

年間支給月数 4.45月→4.30月

		令和3年度		令和4年度
		改正前	改正後	
6月期	期末手当	2.225月	2.225月	2.15月
12月期	期末手当	2.225月	2.075月	2.15月
合計		4.45月	4.3月	4.3月

(3) 会計年度任用職員の期末手当の引下げ

期末手当を年間で0.15月分引き下げる。

※会計年度任用職員については、令和4年度からの改正とする。

年間支給月数 2.55月→2.40月

		令和3年度（改正前）	令和4年度（改正後）
6月期	期末手当	1.275月	1.2月
12月期	期末手当	1.275月	1.2月
合計		2.55月	2.4月

3 施行年月日

(1) 令和3年12月期の期末手当の改正

令和3年12月1日

(2) 令和4年以降の期末手当及び会計年度任用職員の期末手当の改正

令和4年4月1日

## 新旧対照表（千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

（千葉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第19条の5（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第20条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第19条の5（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第20条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>以下（略）</p>

第2条 千葉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第19条の5 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第20条の4第2項において「特定管理職員」という。) にあっては <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額) に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第19条の5 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第20条の4第2項において「特定管理職員」という。) にあっては <u>100分の100</u> を乗じて得た額) に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年千葉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="225 394 491 427">第1条・第2条(略)</p> <p data-bbox="272 488 408 521">(給与の額)</p> <p data-bbox="225 535 379 568">第3条(略)</p> <p data-bbox="233 582 807 1272">2 前項に定めるもののほか、市の一般職の職員の例により、市長等に対しては通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の22.5</u>」と読み替え、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「市長等」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="225 1335 352 1368">以下(略)</p>	<p data-bbox="828 394 1094 427">第1条・第2条(略)</p> <p data-bbox="876 488 1011 521">(給与の額)</p> <p data-bbox="828 535 983 568">第3条(略)</p> <p data-bbox="836 582 1410 1272">2 前項に定めるもののほか、市の一般職の職員の例により、市長等に対しては通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の207.5</u>」と読み替え、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3」級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「市長等」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="828 1335 956 1368">以下(略)</p>

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(給与の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市の一般職の職員の例により、市長等に対しては通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の207.5</u>」と読み替え、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3」級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「市長等」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(給与の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市の一般職の職員の例により、市長等に対しては通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の215</u>」と読み替え、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3」級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「市長等」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条～第19条(略)	第1条～第19条(略)
(期末手当)	(期末手当)
第20条(略)	第20条(略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6箇月 100分の100	(1) 6箇月 100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80	(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60	(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
(4) 3箇月未満 100分の30	(4) 3箇月未満 100分の30
以下(略)	以下(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。



令和3年教育委員会会議第11回定例会出席者(第一・第二会議室)

